

目 次

第 1 号 12月7日(金曜日)

| | |
|--------------------------------|----|
| 平成30年第4回下郷町議会定例会会議録(第1号) | 1 |
| 議事日程第1号 | 2 |
| 開会 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 町長提案理由の説明 | 3 |
| 平成30年度所管事務調査報告 | 11 |
| 休会の件 | 11 |
| 散会 | 11 |

第 2 号 12月12日(水曜日)

| | |
|--------------------------------|----|
| 平成30年第4回下郷町議会定例会会議録(第2号) | 13 |
| 議事日程第2号 | 14 |
| 開議 | 15 |
| 一般質問 | 15 |
| 玉川邦夫君 | 15 |
| 湯田純朗君 | 22 |
| 山名田久美子君 | 27 |
| 小椋淑孝君 | 31 |
| 星 輝夫君 | 33 |
| 猪股謙喜君 | 36 |
| 湯田健二君 | 42 |
| 日程の追加 | 46 |
| 休会の件 | 46 |
| 散会 | 46 |

第 3 号 12月14日(金曜日)

| | |
|-------------------------------------------|----|
| 平成30年第4回下郷町議会定例会会議録(第3号) | 49 |
| 議事日程第3号 | 50 |
| 開議 | 51 |
| 報告第 6号 専決処分の報告について | 51 |
| (専決第9号 福島縣市町村総合事務組合同規約の変更について) | |
| 議案第55号 南会津地方広域市町村圏組合同規約の変更について | 53 |
| 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 55 |
| 議案第57号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 | |

| | | |
|---------|--------------------------------------------|----|
| | を改正する条例の設定について…………… | 58 |
| 議案第58号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定 について…………… | 58 |
| 議案第59号 | 下郷町課設置条例の一部を改正する条例の設定について…………… | 61 |
| 議案第60号 | 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第5号）…………… | 72 |
| 議案第61号 | 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）…………… | 72 |
| 議案第62号 | 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）…………… | 72 |
| 議案第63号 | 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）…………… | 72 |
| 議案第64号 | 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）… | 73 |
| 閉会…………… | | 85 |

平成30年第4回下郷町議会定例会会議録第1号

| | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 招集年月日 | 平成30年12月7日 | | | |
| 本会議の会期 | 平成30年12月7日から12月14日までの8日間 | | | |
| 招集の場所 | 下郷町役場議場 | | | |
| 本日の会議 | 開会 | 平成30年12月7日 | 午前10時00分 | 議長 佐藤盛雄 |
| | 散会 | 平成30年12月7日 | 午前10時44分 | 議長 佐藤盛雄 |
| 応招議員 | 1番 星輝夫 | 2番 玉川邦夫 | 3番 室井亜男 | 4番 星政征 |
| | 5番 湯田純朗 | 6番 小椋淑孝 | 7番 佐藤勤 | 8番 猪股謙喜 |
| | 9番 湯田健二 | 10番 山名田久美子 | 11番 小玉智和 | 12番 佐藤盛雄 |
| 不応招議員 | なし | | | |
| 出席議員 | 1番 星輝夫 | 2番 玉川邦夫 | 3番 室井亜男 | 4番 星政征 |
| | 5番 湯田純朗 | 6番 小椋淑孝 | 7番 佐藤勤 | 8番 猪股謙喜 |
| | 9番 湯田健二 | 10番 山名田久美子 | 11番 小玉智和 | 12番 佐藤盛雄 |
| 欠席議員 | なし | | | |
| 会議録署名議員 | 7番 佐藤勤 | 8番 猪股謙喜 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 星 學 | 副町長 玉川 一郎 | 参事兼総務課長 室井 哲 | 税務課長兼会計管理者 星 健一 |
| | 町民課長 渡部 善一 | 参事兼健康福祉課長 星 修二 | 産業課長 玉川 武之 | 建設課長 渡部 芳夫 |
| | 教育委員会教育長 星 敏恵 | 教育次長 只浦 孝行 | 農業委員会事務局長 渡部 浩市 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事務局長 渡部 清一 | 書記 室井 徳人 | 書記 芳賀 和也 | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |
| 会議に付した事件名 | 別紙のとおり | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

平成30年第4回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成30年12月7日（金）午前10時開会

開 会

開 議

諸般の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
7番 佐 藤 勤
8番 猪 股 謙 喜
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案理由の説明
- 日程第 4 平成30年度所管事務調査報告
（1）総務文教常任委員会
（2）産業厚生常任委員会
- 日程第 5 休会の件
- 散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年9月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤盛雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において7番、佐藤勤君及び8番、猪股謙喜君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程い

たします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年第4回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては師走を迎え、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、報告1件、議案10件をご提案いたしましたので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、今年の9月、10月における観光シーズンの入り込み状況であります。大内宿につきましては9月に7万7,000人、10月に12万2,000人と、昨年から見ますとわずかながら伸びを見せております。さらに、養鱒公園につきましてもイベント等の効果もございまして、多少の伸びを示しております。観音沼森林公園に関しましては、直接データはとっておりませんが、昨年同様の入り込みがあったものと聞いております。塔のへつりにつきましては、全体的に2割から3割程度の落ち込みが見られ、町全体としても前年よりやや減少しているものと考えられ、今後要因を分析する必要があると感じております。

さて、季節は大雪を迎え、本格的な冬の季節となってまいりました。本年を顧みますと、豪雨、地震、そして台風など、自然に対する畏敬の念を新たにした年でもありました。また、今年の夏は異例の猛暑が続き、去る11月7日に成立した国の平成30年度補正予算（第1号）では、児童生徒等の熱中症対策として、全国の公立小中学校等の各学級へ空調を設置することを支援するため、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が1年限りで新たに創設され、さらに特例的な措置として地方負担分について元利償還金の交付税参入率が引き上げられたところでもあります。これを受けまして、本町におきましても町内小中学校の冷房設備を整備するため、その事業費を今回一般会計補正予算に盛り込んでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、前議会以降の主な出来事についてご報告をさせていただきます。

10月1日からは、町ホームページをフルリニューアルし、公開をしているところであります。今回のリニューアルは、基本色を町の花の色である藤色をベースにデザインを新調し、スマートフォンなどにも対応するものとなっております。また、4カ国後の多言語に対応したことや、観光サイトの充実を図るなど、今後ともわかりやすく、そしてタイムリーな情報発信に努めてまいりたいと考えております。

10月28日には、第21回福島県知事選挙が執行され、内堀雅雄知事が再選を果たされました。内堀知事におかれましては、福島県の一日も早い復興、再生と地方創生推進のため、山積する課題のかじ取り役として、引き続き手腕を発揮されますようご期待申し上げます。

11月3日には、第55回下郷町文化祭・第3回J A会津よつば下郷地区農業祭が下郷ふれあいセンター及び下郷選果場を会場に、それぞれ開催されました。文化祭では、ふれ

あいセンターや田沼文蔵記念館に町民の皆様の力作が多数展示され、また農業祭では品評会や農産物の販売が行われるなど、両会場は多くの来場者でにぎわい、文化と収穫の秋を楽しまれていたようでありました。

11月10日には、平成30年度自治功労者、教育功労者表彰式を金子隆司南会津地方振興局長を初め、菅家一郎衆議院議員、小熊慎司衆議院議員、星公正県議会議員の皆様のご臨席を賜り、下郷ふれあいセンターにおいて執り行いました。式では、町政各般にわたり本町の発展にご貢献をいただいた皆様に対しまして、心から御礼と感謝を申し上げたところであります。受賞者の皆様には、これまで培ってこられたすぐれた識見と豊富な経験をもって本町のさらなる進展のため、引き続きお力添えを賜りたいと存じます。

11月10日と11日の2日間にわたり、第18回西東京市民まつりが「愛・共生・絆」をテーマに、西東京いこいの森公園で開催されました。2日間とも好天に恵まれ、173の出店に、2日間で約12万人が訪れ、会場は大変なにぎわいを見せておりました。本祭りとなる2日目のパレードやセレモニーなどに佐藤盛雄議長さんとともに参加、出席させていただきましたが、セレモニー後には本町郷人のよさこいソーランの披露もあり、元気で華麗な踊りに来場者からは惜しめない拍手が送られておりました。また、毎年町でも姉妹都市として出店しており、ふるさと振興協議会、町観光協会、町観光公社、会津鉄道などのご協力をいただきながら、町の米、野菜、果物をはじめとする農産物やみそ、漬物などの土産品、アユの塩焼きなどが完売、下郷の魅力を発信していただきました。関係者の皆様には心より御礼を申し上げます。

11月17日、18日の両日にも、第8回まるごと南会津観光PRフェアが東京都台東区上野恩賜公園において開催されました。本PR事業は、南会津地方の4町村が共催し、台東区、東武鉄道、会津鉄道、野岩鉄道、そして福島県南会津地方振興局などの後援を得ながら、南会津地方の特産品販売を毎年実施しているものです。2日間で約4万8,000人が訪れ、天候もよく、大変盛況だったと聞いております。また、特産品の販売だけでなく、湯野上温泉の移動足湯コーナーも設置され、来場者から好評を得ていたということでございます。こちらも関係者の皆様には大変ご苦労さまでした。心より御礼を申し上げます。

第30回ふくしま駅伝が11月18日、しらかわカタルスポーツパークをスタートに開催され、下郷町チームは総合50位と目標には届かなかったものの、中学生を中心とした若いチームが最後まで諦めることなく、一丸となりたすきをつなぐ姿に感銘を受け、また勇気づけられました。5月から練習を積み重ね、そして大会に臨まれた選手の皆さん、サポートしてこられたスタッフの皆さんに、改めて御礼を申し上げますとともに、そのご協力に対し敬意を表したいと思います。

11月19日には、しもごろ一カード事業1周年記念式典が町商工会において開催されました。下郷町商工会の皆様におかれましては、日ごろより町商工業の発展にご支援、ご尽力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。満1歳を迎えましたしもごろ一カード事業は、視察が相次ぐなど、全国からも注目を集める事業となっておりますことは誠に喜ばしい限りであります。今後とも関係者の皆様や町民の皆様のご意見を

取り入れながら、町商工業はもとより、町の循環型経済を支える事業として発展されますことをご期待申し上げます。

10月26日には、甲子道路南倉沢バイパスの供用が開始され、また10月29日には国道118号（仮称）田代トンネル工事安全祈願祭が、11月29日には国道121号下郷田島バイパス工事安全祈願祭、起工式が執り行われたところであります。本町における基幹路線の着実な整備は、安心、安全な通行や利便性の向上に寄与することはもとより、これら道路網の整備とあわせて、将来を見据えた町づくりのさらなる推進を図ってまいる所存であります。

最後になりますが、本町の基幹産業の一つである農業については、生産農家の高齢化、後継者不足により農家数が年々減少しており、農産物価格の下落や農業経営の不透明感から、本町農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。さらに本町農業の今後の5年後、10年後を見通した場合、担い手農家のさらなる高齢化や後継者不足等の問題は、将来的には町内の担い手農業農家だけでは農地を耕作できなくなることも考えられ、耕作放棄地の増加など、本町農業の存続が危惧される所であります。このような中、去る12月3日に町議会からは産業厚生常任委員会小椋淑孝委員長さんにご参加をいただき、下郷町農業法人設立検討委員会を設置し、第1回の委員会を開催したところであります。今後とも関係各位の助言や指導を仰ぎながら、本町の農業を支える拠点として、地域農業の振興、維持、発展に寄与することを目的とした農業法人の設立を検討してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましてはご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案10件についてご説明を申し上げます。

報告第6号 専決処分の報告について（専決第9号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について）でございますが、地方自治法の改正により、監査制度が充実、強化されたことに伴い、当組合の監査への選任の方法等について所要の変更を行い、また会計管理者及び事務局に係る条項についてもあわせて整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議決により指定された専決事項について、平成30年11月12日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第55号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてでございますが、当組合では平成8年に地域医療支援センターを開設し、福島県より医師1名の派遣を受け、圏域における第1次医療の補完的な業務及び構成町村の保健福祉事業等への支援等を実施してきたところでありますが、今般福島県からの医師派遣見送りを受け、本事業の継続が困難となってまいりました。しかしながら、地域医療支援センター事業は、今後県立南会津病院へ事業を引き継ぎ、引き続き実施される予定となっておりますことから、当該組合規約の共同処理する事務から地域医療支援センターに関するものを削除するよう規約の変更を行うものであります。

議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取り扱いに準じ職員の給与について改定をお願い

するものであります。改正の概要でございますが、給料表につきましては民間給与との格差0.09%を埋めるため、若年層に重点を置き給料月額を引き上げ、また期末勤勉手当につきましては民間の支給状況等を踏まえ、年間支給割合を0.05月分引き上げ、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

議案第57号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取り扱いに準じ期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるものであります。

議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議案第57号と同様に、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正をお願いするものであります。

議案第59号 下郷町課措置条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、町行政組織につきましては平成26年に班制から課制に全面的な改編を行い、平成28年には係の一部を改編を経て、現在に至っております。しかしながら、現下の社会情勢は大きく変化し、少子高齢化、人口減少社会の急速な対応が求められるなど、さらなる町づくりの充実、強化が求められております。これらに的確に対応するため、総合政策課を新たに設置することにより町づくりの企画、政策をより強力で推進し、さらには現在の産業課商工観光係を総合政策課に移管することにより、さらなる連携を図りながら基幹産業の一つである観光業の振興を目指すものであります。また、商工観光係を総合政策課に移管することにより、現在の産業課を農林課に改め、こちらも基幹産業の一つである農林業を特化した課とし、さらなる振興を図ってまいりたいと各課設置条例を改正し、組織改編を行うものであります。

議案第60号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第5号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億778万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ50億6,538万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、町税の固定資産税滞納繰越分につきましては、収入見込み額の増により138万2,000円を増額し、また使用料及び手数料の教育費使用料につきましては、パークゴルフ場の町外利用者数が増加したことから、公園使用料を31万円増額し、農林水産業費使用料につきましては、当初見込んでいた利用者数に達しなかったことから、ラウベ使用料を370万円減額するものであります。国庫支出金でございますが、民生費国庫負担金では、再算定により国民健康保険税の軽減措置に係る保険基盤安定負担金を33万3,000円減額し、民生費国庫補助金では障害者福祉制度改正に伴うシステム改修追加対応分に係る障害者総合支援事業補助金を10万8,000円増額し、教育費国庫補助金では、町内小中学校の冷房設備整備に係る冷房設備対応臨時特例交付金を3,513万6,000円計上し、また中山風穴地特殊植物群落整備事業の完了により、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業を100万円減額するものであります。県支出金につきましては、民生費県負担金では民生費国庫負担金と同様、再算定により国民健康保険税の軽減措置に係る国民健康保険基盤安定負担金を94万4,000円減額し、総務費県補助金では額の確定により市町村バス運行費県補助金を27万7,000円増額し、また民生費県補助金の地域包括シ

システム構築推進事業補助金91万7,000円につきましては、補助採択を受け、今回補正計上するものであります。同じく県支出金農林水産業費県補助金の県単林道事業補助金につきましては、当初予算計上しておりました2路線のうち1路線が補助採択とならなかったため、342万5,000円を減額し、カシノナガキクイムシ駆除事業補助金につきましては、事業完了により39万4,000円減額するものであります。寄附金につきましては、一般寄附金として3万円、教育費寄附金として10万円、それぞれご厚意をいただきましたことから補正計上するものであります。繰入金のふるさと創生基金繰入金及び過疎対策基金繰入金につきましては、充当事業の事業費確定により、教育施設整備資金繰入金については充当事業の事業費の確定及び先ほどご説明申し上げました冷房施設対応臨時特例交付金の補助対象外となる設計委託料に充当するため、それぞれ補正計上するものであります。諸収入の過年度収入につきましては、児童手当国庫負担金の追加交付分148万4,000円を計上し、雑入につきましては事業完了見込み額の精査等により、それぞれ補正するものであります。町債の公共事業等債につきましては、額の確定により240万円減額し、学校教育施設等整備事業債7,020万円につきましては、町内小中学校冷房施設整備に係る地方負担分を措置するものであります。

歳出の主なものでございますが、給料、手当、共済費等の人件費につきましては、給与改定等に係る所要額を計上したものであります。総務費の文書広報費では、防災無線個別受信機の追加購入費用として備品購入費84万3,000円を計上し、交通対策費では額の確定により地方路線バスの運行委託料を303万円、諸費では児童手当に係る過年度償還金148万5,000円をそれぞれ増額するもので、ふるさと創生事業費につきましては、海の子山の子アドベンチャー交流事業の事業完了に伴い、それぞれ減額計上するものであります。民生費、老人福祉費、報償費、需用費及び備品購入費につきましては、歳入でご説明申し上げました地域包括システム構築推進事業補助金を充当し、生活支援サービス等支援モデル事業を実施するための費用を計上したものであります。同じく民生費、障害者福祉費では、こちらも歳入でご説明申し上げました障害者福祉制度改正に伴うシステム改修委託料21万7,000円を計上し、児童福祉総務費の報償費につきましては、額の確定により47万8,000円を減額、扶助費につきましては見込み額の精査により37万円の増額をお願いするもので、児童措置費の償還金につきましては、多子世帯保育料に係る税の更正に伴う過年度還付金を計上するものであります。衛生費の保健事業費につきましては、事業完了により委託料を154万2,000円減額し、母子衛生費につきましては見込み額の精査により扶助費を23万8,000円増額するものであります。農林水産業費の農業振興費、農用地利用集積推進事業補助金、農地費、農村集落基盤再編・整備事業負担金につきましては、額の確定によりそれぞれ補正するもので、同じく農地費では町内の未給水地域において生活の基盤となる安全、安心な飲料水の安定的な確保を図ることを目的に、生活飲料水確保対策事業を新たに実施するため、同事業に係る補助金150万円を計上するものであります。治山林道費の委託料及び工事請負費につきましては、額の確定によりそれぞれ補正計上するものであります。土木費の道路維持費につきましては、見込み額の精査により町道維持補修人夫賃金を45万円増額し、消耗品につきましては除雪ドーザのタ

イヤが経年等により劣化し、早急に交換する必要が生じたことから、その経費を本科目で対応するため、今後の見込み額を精査し、110万9,000円の増額をお願いするものであります。教育費、小学校費の学校管理費では、今夏の猛暑時にプールの水温を下げるため、例年以上に水を使用したことなどから、光熱水費を72万2,000円増額し、役務費の建築設備定期報告手数料につきましては事業完了により10万7,000円を減額するもので、また小学校エアコン取り付け工事に係る事業費として、設計業務委託料、監理業務委託料及び工事請負費、合わせまして8,024万4,000円を計上し、檜原小学校普通教室床改修工事、旭田小学校高圧ケーブル交換工事につきましては、事業完了により合わせて164万9,000円を減額計上するものであります。同じく小学校費の教育振興費では、檜原小学校において特別支援教育支援員を1名増員していることから、社会保険料及び賃金をそれぞれ増額し、備品購入費の児童図書7万5,000円につきましては、歳入でご説明申し上げました教育費寄附金10万円を寄附者のご意向に沿い、町内小中学校に各2万5,000円、学校図書充実のため配当するものであります。中学校費の学校管理費では、小学校費と同様に、エアコン取り付け工事に係る事業費として設計業務委託料、監理業務委託料及び工事請負費を合わせまして35,185万3,000円を計上し、下郷中学校グラウンド鉄棒更新工事につきましては、事業完了により2万6,000円を減額計上するものであります。同じく学校管理費の備品購入費30万1,000円につきましては、故障によりジェットヒーター1台を更新するため費用を計上し、教育振興費の備品購入では小学校費と同様、学校図書充実のため2万5,000円を計上するものであります。社会教育費、文化財整備費の中山風穴地特殊植物群落整備事業でございますが、歳入でご説明申し上げましたとおり、事業完了により200万円を減額するものであります。田沼文蔵記念館管理費の謝礼金7万5,000円につきましては、去る10月に福島県文化センターにおいて開催されました齋藤勝正日本画展におきまして、同氏から本町の蛇行する大川を俯瞰的に描いた作品名、冬の旅、福島会津へを本町にご寄贈をいただき、その御礼につきましてはご本人のご厚意により額縁代相当とさせていただきます。保健体育費につきましては、事業完了によりそれぞれ減額するもので、予備費により収支の調整を図るものであります。

議案第61号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ96万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億963万9,000円とするものであります。歳入への一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）103万6,000円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）66万6,000円につきましては、額の確定によりそれぞれ減額し、職員給与費等繰入金17万9,000円につきましては職員の給与改定に係る所要額を、財政安定化支援事業繰入金55万4,000円につきましては再算定によりそれぞれ増額するものであります。

歳出でございますが、総務費、一般管理費では、職員の給与改定に係る所要額17万9,000円を増額計上し、国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分につきましては、歳入の一般会計繰入金の補正に伴う財源内訳の補正であります。諸支出金、その他償還金では、平成29年度医療給付費負担金等の額の確定により、超過交付に係る返還金1,798万7,000円を増額計上

し、予備費により収支の調整をするものであります。

議案第62号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,414万2,000円とするものであります。歳入の主なものでございますが、国庫支出金につきましては、歳出でご説明申し上げますが、保険給付費の精査に伴い介護給付費負担金を52万1,000円増額し、また職員の給与改定及び地域支援事業費の審査支払手数料を総合事業以外の事業から総合事業へ振りかえることに伴い、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)をそれぞれ補正するものであります。支払基金交付金につきましては、給与改定及び事業の振りかえに伴い、地域支援事業支援交付金を補正するものであります。県支出金につきましては、国庫支出金と同様に保険給付費の精査に伴い介護給付費負担金を52万1,000円減額し、また給与改定及び事業の振りかえに伴い、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)をそれぞれ補正するものであります。繰入金につきましては、給与改定と事業の振りかえに伴い、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)、地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、その他一般会計繰入金をそれぞれ補正するものであります。サービス収入につきましては、収入見込み額の精査により介護予防支援計画作成収入を22万円増額するものであります。

歳出の主なものでございますが、給料、職員手当、共済費等の人件費につきましては、職員の給与改定等に係る所要の額を計上したものであります。また、各事業の給付実績及び今後の給付見込み額等の精査により保険給付費、介護サービス等諸費では、地域密着型サービス費を1,000万円増額し、施設介護サービス給付費については1,042万円の減額、同じく保険給付費の介護予防サービス等諸費では、介護予防福祉用具購入費を20万円、介護予防サービス計画給付費を22万円、それぞれ増額し、新予防給付費では、要支援サービス計画給付費のケアマネジメント委託料を21万7,000円増額し、予備費により収支の調整をするものであります。

議案第63号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)でございますが、職員の給与改定に係る所要額を簡易水道費において11万4,000円を増額し、予備費により調整をするもので、歳出予算の総額に変更はございません。

議案第64号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、議案第63号と同様に職員の給与改定に係る所要額を農業集落排水費において3万円を増額し、予備費により調整をするもので、歳出予算の総額に変更はございません。

以上、本定例会にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(「議長、訂正」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) ただいまの町長の提案理由の中で訂正箇所がございますので、町長

より説明を求めますので、よろしく申し上げます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの提案理由の中で説明に若干間違いがございましたので申し上げます。

中学校費の設計業務委託料と監理業務委託料及び工事請負費に合わせまして、「3,585万3,000円」ということを「35,185万3,000円」と読み違えましたので、ご訂正お願いします。「3,585万3,000円」に訂正いたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

日程第4 平成30年度所管事務調査報告

○議長（佐藤盛雄君） 日程第4、平成30年度所管事務調査報告の件を議題とします。

この件につきましては、会議規則第73条の規定に基づき、別紙のとおり各常任委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

日程第5 休会の件

○議長（佐藤盛雄君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。12月8日は土曜日のため、12月9日は日曜日のため、12月10日及び11日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、12月8日、9日、10日及び11日の4日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は12月12日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配布漏れなしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでございました。（午前10時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月7日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成30年第4回下郷町議会定例会会議録第2号

| | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 招集年月日 | 平成30年12月7日 | | | |
| 本会議の会期 | 平成30年12月7日から12月14日までの8日間 | | | |
| 招集の場所 | 下郷町役場議場 | | | |
| 本日の会議 | 開議 | 平成30年12月12日 | 午前10時00分 | 議長 佐藤盛雄 |
| | 散会 | 平成30年12月12日 | 午後1時57分 | 議長 佐藤盛雄 |
| 応招議員 | 1番 星輝夫 | 2番 玉川邦夫 | 3番 室井亜男 | 4番 星政征 |
| | 5番 湯田純朗 | 6番 小椋淑孝 | 7番 佐藤勤 | 8番 猪股謙喜 |
| | 9番 湯田健二 | 10番 山名田久美子 | 11番 小玉智和 | 12番 佐藤盛雄 |
| 不応招議員 | なし | | | |
| 出席議員 | 1番 星輝夫 | 2番 玉川邦夫 | 3番 室井亜男 | 4番 星政征 |
| | 5番 湯田純朗 | 6番 小椋淑孝 | 7番 佐藤勤 | 8番 猪股謙喜 |
| | 9番 湯田健二 | 10番 山名田久美子 | 11番 小玉智和 | 12番 佐藤盛雄 |
| 欠席議員 | なし | | | |
| 会議録署名議員 | 7番 佐藤勤 | 8番 猪股謙喜 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 星 學 | 副町長 玉川 一郎 | 参事兼総務課長 室井 哲 | 税務課長兼会計管理者 星 健一 |
| | 町民課長 渡部 善一 | 参事兼健康福祉課長 星 修二 | 産業課長 玉川 武之 | 建設課長 渡部 芳夫 |
| | 教育委員会教育長 星 敏恵 | 教育次長 只浦 孝行 | 農業委員会事務局長 渡部 浩市 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事務局長 渡部 清一 | 書記 室井 徳人 | 書記 芳賀 和也 | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |
| 会議に付した事件名 | 別紙のとおり | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

平成30年第4回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：平成30年12月12日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第1 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議会傍聴について、下郷町議会傍聴規則第7条の規定により、旭田小学校の6年生の傍聴を許可しておりますので、ご了承願います。

また、下郷町議会傍聴規則第7条第1項第4号及び第9条の規定により、報道関係者の皆さんに対し撮影等を許可しておりますので、ご了承願いたいと存じます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） おはようございます。通告に従いまして、2番議員、玉川邦夫が一般質問をさせていただきます。本日は、大きな柱として3点から申し上げます。

大きな柱1つ目でございます。自主財源の確保と地方交付税に係る図書の充実についてであります。平成29年度一般会計決算報告によると、本町の自主財源は約4割、すなわち財源の6割は地方交付税、国、県の補助金及び町債借り入れ等に依存していることとなります。地方分権社会において、町が自主的に収入を確保する自主財源により財政基盤の安定を図り、自らの判断のもとに行政運営を行う財政力、指標で申し上げますと3年の平均で0.38、この財政力をつけていかなければなりません。最近は三位一体の改革や新型交付税の新設など制度の改革が進められ、地方交付税も徐々に目減り傾向にあるようです。また、気になるのは一般会計から特別会計への繰出金の増加です。平成26年からこの4年間でいいますと3,000万円ほど増加しています。背景には特会の滞納による収入減もあるのではないかと考えています。

そこで、町長に3つ質問いたします。まず初めに、自主財源の確保のための施策についてです。町執行部の努力により町税等の収入未済額は減少しているように思いますが、財源確保でもう少し頑張ってもらいたい。それは、本町の課題にもなっているふるさと納税の運用であります。2つ目に、水道料一つをとっても7,000万円近い多額の滞納金の収納率アップをどうするかです。次年度に向けた対策について、町長の考えをお聞かせください。

大きい柱2つ目は、一般財源と言われる地方交付税です。平成26年4月には学校図書館法が改正され、学校司書が法制化されました。文科省は、「学力の育成に言語活動や探究的な学習の充実が必要である。同時に、読書活動を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められている」と述べています。また、公布に当たって、24年

度より地方交付税措置が講じられています。引き続き学校司書の配置に努めるよう留意することが公示で挙げられています。

そこでお尋ねします。この図書への交付税措置は手挙げ方式なのか、地方交付税に含めて配当されていると捉えるべきなのか教えていただきたい。また、この図書館法の改正を受けて、具体的に町はどのような取り組みをされてきたのか伺います。

3つ目、町雇用による学校司書配置の予算化であります。司書教諭の配置は、学校規模、12学級以上なのですけれども、学級規模からして本町では無理ですが、学校司書は町予算で配置することは可能です。子供たちの読書活動や調べ学習に大きな役割を果たしている学校図書です。図書館の充実、図書ボランティア活動の充実のために地方交付税やふるさと納税等からの予算的支援をお願いしたいが、町長の考えをお聞きします。

大きな2つ目の柱です。栗林遺跡を後世に伝えるための保存と活用についてであります。現在、中妻地区では4,000年前にさかのぼる縄文中期時代の栗林遺跡の発掘作業が進められ、次々と土器などが発掘されています。まさに下郷のまほろばとして脚光を浴びています。南会津地方においては、非常に珍しく大規模な集落を形成していたようです。しかし、その価値は私たちは残念ながら十分に理解し切れていないような気がいたします。

先日、発掘調査現場の一般公開がありました。100人を超える参加者があったそうです。ところが、子供たちの参加がなくて、発掘作業をされている地元の人たちは残念がっていました。

そこで、町長に2つ質問いたします。1つは、町としては、この遺跡を記念物の指定に向けて文化財保護審議会に諮問することはあったのか。また、保存、活用の視点から審議会で話題に取り上げられた経緯はなかったのか、お尋ねします。

2つ目として、大きな教育的資産であるのはもとより、体験学習としても注目できるものだと思います。ぜひ発掘現場の住居跡に実際に立ち、写真や映像では体験できない縄文時代の生活を肌で感じさせてあげたい、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。また、我が町の観光にとっても貴重な資源になり得ると思いますが、現在町には歴史民俗資料館のような後世につないでいける施設がありません。町長はこれらの文化財をどのように保存し、活用していくべきだとお考えですか。お聞かせください。

大きな柱3つ目です。消費増税軽減対策の準備に向けて。政府は、来年10月からの消費税増税に伴う駆け込み需要対策やマイナンバーカードの普及率増加を狙って、ポイント付与の制度を提案してきました。マイナンバーカード所有者に買い物などで使える自治体ポイントを加算するというものです。また、プレミアム商品券の購入額に2割程度の上乗せをして低所得者と子育て世帯を中心に発行するようです。さらに、財務省、総務省はマイナンバーカードにためられた自治体ポイント制度をプレミアム商品券に活用する検討に入り、自治体がポイントの形で商品券を発行した場合、紙の商品券よりも上乗せを優遇する、そういう方向を示しています。

そこで3点質問いたします。1つは、本町では何%の住民がマイナンバーカードをつくり、利用しているのか、わかっていたらお示しいただきたいと思います。

2つ目、マイナンバーカードとしもごろーカードの使い分けで混乱を生じるのではないかと心配されますが、行政側としてはどう捉えているのかお聞かせください。

最後に、3つ目です。政府では低所得者と子育て世帯を中心に発行する姿勢を示しています。私も何度か検討を要望してきましたことですが、本町ももっと教育、福祉に配慮したプレミアム商品券を発行していただきたいのですが、検討の余地はあるのでしょうか。お尋ねします。

以上、一般質問を終わります。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 玉川議員の1点目の自主財源確保のための施策についてですが、町民負担の公平性の確保と円滑な財政運営を図るため、町税を初め各種使用料等について各担当が収納率向上に向け収納業務に取り組んでいるところであります。具体的には、督促状、催告書、電話等による納税の催告、夜間の臨戸徴収、預金や給与等の調査、差し押さえや交付要求等の滞納処分を実施し収納率向上に努めております。

また、町としてふるさと納税の運用についての考え方ですが、寄附される方々の意向に沿って、子育て支援、地域資源を生かした交流人口、教育・文化の充実事業などへ活用とあわせ、町の魅力を対外に向けてアピールできるように生かしていくこと、返礼品の生産者へ町が発注することで経済が循環できることなどを目指したツールとして活用していきたいと考えております。

次に、2つ目の図書への交付税措置についてでございますが、普通交付税に含めて配当されております。ということになります。学校図書館法の改正後、町におきましても継続的に学校図書予算を確保し、学校図書の充実に努めているところでございますが、今後のさらなる利活用と魅力あふれる学校図書館の運営のためには、学校との連携のもと、より積極的な取り組みも検討してまいりたいと考えております。

学校図書館の地方交付税単位費用の算定基礎でございますが、18学級標準校77万8,000円、1学級当たり43万円、中学校15学級標準校、1学級当たり71万円になっております。

次に、3つ目の町雇用による学校司書配置の予算化についてお答えします。まず、司書教諭の配置は12学級以上の学校に義務づけられておりますが、議員のご指摘のとおり町内ではそうした規模の学校がないため、司書教諭は配置されておられません。そこで、町雇用による学校司書の活用でございますが、これは制度上の資格の定めがないため、学校図書館担当の事務職員という位置づけになろうかと思っております。学校司書の役割としては、児童生徒の読書活動の推進や教職員の多忙化解消など、学校の現場においても多くのメリットが期待されております。また、学校以外でも田沼文蔵記念館の情報を学校へ配信したり、逆に児童生徒のニーズを取り入れたりするなど、町全体としての読書活動の推進の底上げも期待できます。学校司書を小中学校に配置することは予算的に難しい部分もありますので、複数校兼務や短時間勤務など、予算的な課題もクリアしながら検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の町として栗林遺跡を記念物の指定に向けて文化財保護審議会に諮問することがあったか、また保存、活用の視点から審議会で話題に取り上げられた経緯はあったのかについて、質問にお答えします。会津縦貫南道路の路線は、もとは中妻館跡を通る案となっており、平成23年1月に南会津建設事務所へ中妻館跡の保存に関する陳情があったことから、南会津建設事務所や県文化財課等と協議を行いました。平成23年2月には文化財保護審議会を開催し、中世の館跡として形状をよく残していること、本町では数少ない中世時代の遺跡として貴重であることから、中妻遺跡に関し、路線から避けられるのであれば避けてほしいというご意見をいただきました。審議会でのご意見を踏まえ、平成23年3月に南会津建設事務所長へ路線の変更についての文書を提出し、結果として現在の路線に変更されたところであります。

栗林遺跡に関しては、縄文時代の大きな集落跡であることは理解しておりますが、今回の調査はあくまでも会津縦貫南道路の建設に向けた記録保存のための調査であります。したがって、栗林遺跡に関して史跡指定に向けた方向性に対しては現在のところ考慮しておりませんので、よろしくお願いを申し上げます。ただし、中妻館跡については現状保存のために路線を変更していただいていることから、将来的には保存、活用の方向を検討していかなければならないと考えております。

次に、2番の発掘現場の住居跡に実際に立ち、写真や映像ではない、縄文時代の生活を肌で感じさせてあげたいとのご意見ですが、発掘現場の見学については、平成28年度に瀧ノ入遺跡については実施したところでありますが、今回は小学校のスケジュールに加え新たに見学の日程を設けることについて、学校側からご意見があったため、実際を見送りしたところであります。次年度以降については、学校側の理解もいただきながら検討したいと考えております。

また、歴史民俗資料館のようなものが町にはありませんが、後世につないでいけるような文化財をどのように保存して活用していくべきかについては、文化財保護審議会の協力を得ながら今後検討してまいりたいので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、大きな3点目の消費増税軽減対策の準備でございますが、まず1点目の当町のマイナンバーカード作成状況ですが、平成30年10月31日現在、人口5,734人に対して交付申請が622枚、交付済みが465枚であり、人口に対する交付枚数率は8.1%となっております。

2点目のマイナンバーカードとしもごろーカードの使い分けについては、しもごろーカードは商工会事業として発足し、来店ポイントや行政ポイントなどのポイント付与事業、プレミアム商品券の電子マネー化をあわせ、制度開始から満1年を迎えております。これら2つのカードが使い分けして混乱しないかというご指摘でございますが、国の消費税増税における軽減対策の詳細が定かではなく、県でも具体的な動きがまだつかめていないため、今後動向を見ながら対応していきたいと考えております。いずれにしても、全く成り立ちの違うカードであることを認識した上で、町民の皆様の混乱を招かぬよう注意を払いながら、商工会とも情報を共有し、検討していきたいと思っております。

3点目については、現在国では、消費税増税を平成31年10月から施行するに当たり、

この財源は社会保障費に充てるとし、特に子育ての支援策の充実を図ることとしております。その一つとして、国では幼児教育の無償化を図りたいと考えてありますが、消費税増税となる平成31年10月からは小学校前の3歳児以上の保育所や幼稚園などの利用料を無償化し、段階的には3歳児未満も無償化されるという方向で検討されているようでございます。町におきましても、同時入所の際の第2子以降の保育料無料化や、そのほかにも子宝祝金、小中学校入学時における入学祝金などの支給などを行っております。さらには、町教育委員会においても、育英貸付資金、学校給食費の全額補助、遠距離通学費補助、さまざまな施策を実施し、教育や福祉に配慮した町民の皆様の負担軽減を図る事業を実施しているところであり、教育、福祉に配慮したプレミアム商品券等についても今後国の動向、事業の方向性などを十分見きわめながら検討したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

まず、大きな柱の1番目なのですけれども、収納率アップ、そのための文章化された内容が、3つほど町長挙げられた。ぜひもう一つ入れてほしいのが、数値目標を入れてほしいのです。いわゆるこれだけの滞納を抱えていますので、30%とか20%、来年度は何%とか、何件とか、そういった数値的目標をぜひ掲げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、図書館司書のこと出ました。その中で、図書費について町長さん述べられたのが小学校何万円、中学校何万円、町予算、ここに計上されていると。もう一回確認したいと思うのですけれども、これは全国図書館の事務局のほうで調べたのが町長さん言った、いわゆる私のメモでは小学校約43万円、中学校は70万円近く各学校に年間予算化をしている、これは平均化したものです。では、下郷もそれに沿っているかということ、私の聞いた中では小学校十五、六万円。これ40万円。ちょっとここをもう一回確認したいと思います。本町はどうなのかです。

それから、この法条例を見て図書館整備計画というのが24年から28年、これが第4次。そして、去年、29年から33年まで、現在第5次計画で充実化を図っているのです。そのための予算、国の予算ですので、その標準、図書関係を含めて1,100億円、新聞配備150億円、学校司書1,100億円。その中で、私何度か前にもお話の中に含めたと思うのです。新聞、今学力検査、本町でも先生方頑張ってもらって、決して低くはない。高いほうかということ、もう少し頑張ってもらってほしい。そういう中で新聞を読んでいるかどうかというのはとても大事だという話をさせてもらって、全国でN I E、いわゆる教育に新聞をとという運動が盛んです。この予算では各学校に子供新聞を1部は置く、1部から2部、そういうような具体的な策も示しています。今現在は多分各学校に職員の新聞はあると思うのですけれども、子供たち用の図書館に備えつけられた新聞はないのではないかと。この辺ちょっと伺います。

それから、学校司書、司書教諭というのは本当に専門で、大きな図書館なら必ずいるわけです。それはもう不可能なわけです。図書にいろいろボランティア的なものも含めて、本の整理とか読み聞かせも含めて学校司書というのをぜひ頑張って置いてくれ、そのための交付措置をするよ、1.5校に1名というような具体的数字で国のほうで示しているのですけれども、読み聞かせボランティア聞いております。大変頑張っていらっしゃる。あと8名ほどいわゆるそういう形で図書ボランティア、それを大いに活用してもらえればいいわけで、少し時間を長くするとか、図書館にもう少ししっかり入っていただいて整理をしてあげたり、図書貸し出しなどにもサポートしてもらって、学校の先生方のお手伝いをどうぞ積極的にというような形で、もう少し時間を、雇用時間を延ばしてあげる措置を欲しいなというふうに思っております。

次、大きな2つ目の質問でございます。文化財保護審議会の経緯わかりました。ありがとうございます。残念ながら今回は路線にかかるところだけをひたすら遺跡発掘しています。私も何度か足を運びました。最後に今現在は発掘作業終わって、土が半分戻されています。あの中にいわゆる4,000年前の歴史が眠っているというふうに思えばちょっと寂しい思いはするのですけれども、来年も続くそうです。来年は今のアスファルト敷かれている道路を壊して、迂回路をつくってとにかく調べていくと。大変貴重な遺跡が出る。これは全て県の財産になるというふうに私も聞きました。ただ、あれをそのまま終わりたくない、そういう思いで今回質問をさせていただいたわけで、子供たちにも来年チャンスがあります。ひょっとすると再来年までという話もちらっと県の担当から聞いたのですけれども、来年夏ごろまたそんな形で発掘場面見れますよ、そのときはどうぞという助言もいただきましたので、来年ぜひバスをチャーターするとか、放課後でも、これは学校忙しいですので、その辺を考慮しながらご検討いただきたい。私もあの中に、立つことに関しては全然、どうぞという感じです。土器が顔を出している瞬間を私は見せられた。ちょっと見るかいと。これ来年掘るそうなのですけれども、きれいに土器が顔を出しているところなのです。あれを掘っていくわけなのですけれども、私自身大変いい体験をさせてもらったと。

もう一つは、民俗資料館、大内宿には町並み展示館、これは生活用具などが展示されて、なかなか目を通せない、2階まで上がってまで見ることもないので、ぜひ、私たちの町にはそういった歴史的なものいっぱいあります。それをどこかのワンフロア、建物は建てなくていいですから、そういう一角をつくってほしいなというふうに私は思っております。いわゆる地域に愛を注ぐではないのですけれども、地域に愛着を持てる、あるいは郷土愛を育む上で、最高の教育資源、材料だというふうに思っております。よろしく願いいたします。

最後に、消費税関係です。マイナンバーカード、全国的にも20%行っていないと。我が町が8%。私も持っているのですけれども、セブンイレブンで使った記憶はありません。ただ、今回出されてマイナンバーに、これまだ途中経過で、政府で決まったわけではないわけなのですけれども、注目していかないと損をする、もったいないなというように感じました。ぜひ、これから国も進めるのでしようけれども、マイナンバーカードをま

だつくられていない方は、27年度からスタートしているので、呼びかけなどもされて、いかに便利かというのをPRしていく時であると思っておりますがいかがでしょうか。

あとは、プレミアム券、これは毎年しっかり予算をとって、商工会は本当に頑張ってもらって、画期的なデジタル化を進めています。このプレミアム券、今回は差がなかった、もう地元券と大型店、差がないような使い方、大変よかったのだろうなと思いますけれども、教育、福祉充実に向けたプレミアム券の発行をぜひご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 玉川邦夫議員の再質問にお答えしたいと思います。

自主財源の収納率アップ、数値目標を示してほしいということですが、これは当然そういう目標を立てなければ収納率は向上しません。収納率はアップできません。そういう意味では、職員の方々に努力をしていただいて、ある程度数値目標を決めていくということも必要だと思いますので、しっかりと対応させていただきたいと思います。

次に、学校図書館の関係でございますが、先ほど私説明申し上げましたのは地方交付税の単位の費用でございますが、それが学校に配分されているかについては教育委員会のほうからご答弁いただきたいと思いますけれども、地方交付税の算定による学校図書館の標準の金額を申し上げました。ご了解願います。

それから、もちろん学校図書で新聞を読んでいただくとか、いろいろな本を購入して子供たちに読んでいただくということは当然でございますので、予算の範囲内でそれは措置していきたいと考えております。

図書司書につきましては、先ほども申し上げましたけれども、予算の確保等、やり方の方法論はあると思いますので、先ほども申し上げましたように、複数校の兼務や短時間の勤務、予算の課題もクリアしながら検討してまいりたいということでございます。

それから、遺跡の関係でございますが、学校の児童生徒による遺跡見学、現場見学については引き続き調整をしながら見学していただくことは当然だと思いますので、学校との調整をさせていただきます。

それから、民俗資料館等、ワンフロアでもいいからどうでしょうかと、つくってはどうかということですが、この遺跡関係についてはずっと以前から調査をし、その発掘したものを展示している場所がなかったこともありますし、展示したこともあります。その大切さは十分承知しておりますので、この辺は保護審議会等々の関係と協議しながら、どのような方法で町民の皆様方に見てもらおうかということは大切なことですので、検討してまいります。

それから、マイナンバーの普及ですが、当然私は持っています。マイナンバー交付を受けておりますけれども、なかなか普及していないところもございますので、ぜひあらゆる機会にマイナンバーの普及活動をさせていただきたいと思います。

それから、プレミアム券における教育と福祉についてもプレミアム券ということとし

たので、そういう質問でしたので、今後はそのプレミアム券の使い道について検討すればいいわけでございますので、現在実施している中でお子さんを持っている家庭でどのように使うのか、あるいは高齢者の抱えている家庭でどのように使うのかについては家庭の判断に任せたいと、こう考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で再質問にお答えしました。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、私のほうから地方交付税の単位費用についてお答えさせていただきます。

単位費用でいきますと、18学級標準校ですと77万8,000円、あと中学校ですと15学級標準校で大体106万3,000円ほどということで、これを1学級単位にしますと大体小学校が4万3,000円、中学校が7万1,000円というふうな形になります。それで、今下郷町のそういった形の学校の予算化なのですが、1校当たり小学校では15万円を予算措置しております。あと、中学校では20万円ということで、交付税措置、基準財政需要額から収入額を引いた大体6割分が交付税措置として交付されるということで、小学校分については1校当たり15万5,000円の交付税措置かなと。あと、中学校については25万5,000円くらいの交付税措置ということで、中学校は5万円ほど少なくなっているわけなのですが、これについては継続計上しながら図書の実を図っていきたいと思います。予算化については今後増額等も検討しながら充実を図っていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで、2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

次に、5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） おはようございます。議席番号5番、湯田純朗、2点ほど質問させていただきます。

まず初めに、道の駅しもごうの横領、着服疑惑について質問したいと思います。先日、12月10日の「財界ふくしま」1月号が書店の店頭に並びました。その中に道の駅しもごうで700万円の横領、着服疑惑発生という記事が掲載されておりました。中身を見ますと、今年度、駅長の交代があり、着服、横領の事実が明らかになりましたと書いてあります。そこで、町長であるあなたが下郷町地域振興株式会社の代表取締役、道の駅の社長でありますので、何点かお伺いいたします。

まず、私的に会社のクレジットカードでの服の購入、これはどこから購入したのか。次に、一眼レフカメラの購入、これもどこから購入したのか。さらには二重計上のガソリン代の申請、または一部旅費の精算金の二重の受け取りなど掲載されておりました。甲子トンネルが平成20年9月21日に開通し、そして道の駅は平成21年に開所し、近年における売り上げが1億9,000万円に上りますが、この売り上げは決して黒字では私はない

と思いますが、実質的には赤字であると考えておりますが、その道の駅でこのような事件が発生したことは誠に遺憾であります。この着服疑惑は、町内はもとより、近隣町村にまでうわさが広がっております。また、インターネット等にも書き込みがなされております。その実態はどのようなものかご答弁をお願い申し上げます。

次に、町営住宅、姫川団地の住宅使用料についてお尋ねいたします。古い姫川団地が取り壊され、既に新しい住宅が3棟完成し、現在新たに1棟が完成しようとしておりますが、古い住宅時代の住宅使用料金の滞納状況はどのようなになっているのか、また新しい住宅の設定使用料金はどのようなになっているのか、新たな使用料金の滞納はあるのかどうかお聞きします。

以上2点、よろしくご答弁お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号5番、湯田純朗議員に対してお答え申し上げます。

1点目の道の駅しもごうの横領、着服疑惑についてでございますが、このたびは道の駅しもごうに関して横領など報道がなされ、またインターネットにも書き込みがなされているということは誠に遺憾であり、町民の皆様を初め関係各位の皆様にご心配をおかけしていますことに対し、下郷町地域振興株式会社の社長として心よりおわびを申し上げます。

さて、このたびの報道機関等への情報を受けまして、過日12月4日に下郷ふれあいセンターにおいて臨時の株主総会を開催させていただき、対応を協議させていただいたところであります。協議された内容につきましては、外部の会社の案件でございますし、現時点では企業の法令遵守または情報の守秘義務や個人プライバシーに係る問題でございますので、詳細については差し控えさせていただきますが、対応策といたしましては、まず地域振興株式会社として今後調査機関を設置し、厳正に調査をし、弁護士とも相談しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の町営住宅、住宅使用料についてでございますが、古い姫川団地から新しい姫川団地へ移転されたのは6世帯であり、滞納がある世帯は2世帯でございます。滞納金額については、現在2世帯については333万900円で、そのうち古い姫川団地の滞納額が321万4,600円でございます。新しい姫川団地の住宅使用料については、12月11日現在、11万6,300円の遅延があるものの、未納とならぬよう年度内納付について努めてまいりたいと存じます。

また、滞納者の対策につきましては、引き続き住宅使用料の滞納者状況調査を行い、督促状や催告書の発送とあわせて夜間徴収を含めた臨戸訪問による納入指導を実施するとともに、新たな連帯保証人との情報共有を図り、滞納額の拡大を防ぎたいと思います。

次に、住宅使用料の家賃の金額設定でございますが、推定再建築費を計算し、家賃算定基礎額、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数等から収入階層第1分位から第8分位までの家賃を算出しております。新しい住宅に入居されている方の家

賃の金額でございますが、現在6名入居されており、収入階層第1分位2万8,100円が4名、収入階層第3分位3万7,200円が1名、収入階層第4分位4万1,900円が1名となっております。入居している6名の町営住宅の家賃が従前の家賃を超えていることにより、入居者の住居の安定を図るために傾斜家賃制度を設けております。傾斜家賃制度により、平成30年度の家賃はそれぞれ1万6,700円、2万3,100円、2万5,000円となっており、5年間をかけて緩和措置を行って、6年目から収入分位が同じ場合には本来の家賃となる制度となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 町長からのお答え、そうしますと今までうわさがひとり歩きですか、いたしまして、使ったの使わないのか、インターネットもそうですけれども、あとはもみ消すとか、そんなこといっばいうわさがありました。あとは民間会社ですから、それは話ししないというふうなうわさもありましたけれども、町長こうやって今冒頭にお答えいただいたということは、そういうことがあったというふうに私は理解していいのかなと思いますけれども、これ役員会開いて、多分、今もう年末ですから、今既に調査が始まっているのかどうかですが、これも先ほど民間の云々という言葉ありましたので、もしこれからこの経過わかったなら、やっぱり議会で町民の皆さんに報告いただきたいと思えます。

ただ、この経理担当の方、ちょっと私申し上げたいのですけれども、今までいろんな問題があったのです。それはうわさでもありましたけれども、まず平成26年の4月ごろから勤務時間中に私用車で無断外出にもかかわらず云々と、交通費の支給を受けていたというような、誠に身勝手な外出、不要な出張と、いろいろうわさがあったのです。これ道の駅、私よく執行の仕方は存じませんが、出張すると多分リッター当たりとか、1キロ当たり20円とか25円という、多分それの何か支給されるのかなという、それ不当なものについて支給されて、不当な外出について支給されていけば、それはやっぱり好ましくないと思うのです。あとは、町長がご存じであるかどうかわかりませんが、そのころについて町のいろんな話があったときにも町長とか誰かがお邪魔して職員にいろいろ言ったか言わないか、そんな話もありました。そのときに、その時期だったのか、その今の経理担当者が配置がえになったと。経理部門から販売班に社内異動させられたと。それから何か月もしない、まだ反省ができる期間ではないが、それがいつの間にか副駅長に昇格したと、そういうこともあるわけです。すると、本人がその時点で、そういう無断で外出とか、そういうのについての反省する時間があったのかどうかということですから、そういうことがまず今回このような大変な不名誉なことが掲載されているわけです。その延長線に私はあると思うのです。ですから、道の駅も当然服務規程とか就業規則とか、こういうのあるわけですから、当然それにのっとってやらなければならなかったのかなと。だから、このうわさの経理担当者も自覚が足りなかったということではないのかなと。また、今さら言ったって始まりませんけれども、そこまでして町

長がかばうことが何か理由があったのかどうか私は知りませんが、やっぱり皆さん町民が、いい悪いかかわらず、このうわさはどうなっているのだと、本当にそれが今でも、きのうあたりに私のところへ何件も電話が来ました。ですから、そういうことで町長の対応という、町長は株式会社の社長になっているわけですから、その社長である町長がどういう態度を、どういう処置をするのか。大変これ責任が重いと思うのです。その調査結果を見ないとわかりませんが。やっぱりどんな企業でもそうですけれども、使い込みとか横領になると、大体1人の経理の方がずっと同じく1人でやっているのです。こういう状態でいくと当然そんなこといとも簡単にできるという環境になってくるわけです。やっぱり、今も何回も申し上げましたが、こういううわさが立つこと自体がよくないわけですから、お金の管理を1人の社員に任せない、例えば上司の承認がない限り出金させない、それから経理担当者が一人で預金を引き出せない仕組み、通帳の出金で経歴は定期的に確認すると、そういうふうな俗に言う承認制度をつくるのが必要なのかなと私は思います。ここまであからさまになりますと、もみ消すとかそういうことは、穏便にというのは、もう2回目ですから、これはそのようなわけにはいかないと思います。なお、先ほど申し上げました就業規程、規則、ここに全部会社のありますので、しっかりと町民があくまでもその本人の罪を問うでなくて、しっかりとした処分は必要だと思います。そのことを町長さんが今申し上げたようなことで私も今後、どのような方法でどのように決着をつけるのか見てまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、町営住宅の住宅使用料についてでございますが、今のところさほど滞納がないということでございまして、2万8,100円が1万6,700円と、そういうことになっておりますが、これがだんだん、だんだん正規の家賃の金額になるとなかなか私は、今1万6,700円で、将来は2万8,100円とか4万1,900円になると、これまた本当に、今冒頭にありました7,000万円くらいのか、それがありますので、もう滞納だらけになってしまうので、そこら辺の問題。

それから、前に、6月の議会でしたか、建設課長さんに答えをいただきました差し押さえとか退去という問題は当然出てくるわけです。民間なら当然もうすばっとやってしまうわけですけれども、なかなか公共団体の公共住宅はそうはいかない面もありますけれども、前に副町長さんがちょっと書類の不備とか書類の整理とか何かと言いましたけれども、あくまでも5年という時効期間があるわけです。時効の援用ということもありますけれども、そういうものが住宅借入れ者に広がってしまったら、5年過ぎたら払わないよと、こういうふうになるわけです。ですから、当然これ訴訟に入れば弁護士頼んでやらなければならないと思いますけれども、そうした場合に時効のものは請求できないのです。あくまで5年なのです。時効にならない期間だけなのです。その後が10年あろうが、20年あろうが、それは裁判の対象にならない。かといって、いつまでもずるずるとしていくと、今度は私が一番心配しているのは、安い金額のうちはいいのですけれども、高くなると今度先の安いのを払って、どんどん高い金額は多分、4万1,900円はそのままずっと今度払わなくなるわけです。そうすると、倍の金額が滞納になってくるのです。それを私一番心配しているのです。ですから、早目に処置して法的手段にこ

れはやむを得ないのではないかと私は思うのです。先に先の足りないところにどんどん、どんどんやって、5年前、10年前の家賃を先に徴収していれば新しいのがそっくり残って、これがどんどん、どんどん残るわけですから。金額が倍残ってくるわけですから、とんでもない話になるわけです。それは今度は身元保証人もしっかりしていらっしゃると思いますが、そこら辺がなかなか職員だけでは容易ではないのかなというふうには私は心配しているのです。ですから、そういう専門職を雇い入れてやったほうがまだいいのかなというふうに考えておりますが、そこら辺をもう一度、その関係でお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 湯田議員の再質問にお答えしたいと思います。

道の駅の報道された横領等の問題については、しっかりと調査をします。外部の方を招いて調査していきますので、その結果については、処分するかしないかについては結果を待って処理したいと思います。

それから、社員の服務規程については当然でございます。服務規程を守ると、これを違反した場合は処分すると、懲戒処分するということは当然ですので、しっかりとこれも見定めながらやっていきたいと思っております。いずれにしましても、調査をするということですので、ご理解願いたいと思っております。

それから、住宅家賃の滞納についてでございますが、これは9月以降もそうですし、今年、30年度については退去命令を出しています。退去命令を出して、そして納めなかった場合はもう待たなしに手続をするということで、幾らかその通知が効いたのか、そういうことが理解されていっているのかということ、多少の入金はあったようでございますので、ご理解願います。今後ともそういうものが残るようであれば退去命令を出していきます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今答弁いただきました調査の結果を待ちたいと思っております。

それで、1つそこで一番心配される件というのは、もしそういう、金額的にまだ確定していませんので、それはわかりませんが、例えば金額確定して、例えば100万円なら100万円となれば、これの返済を求めなければならないのです。そうしますと、これ刑事告訴になるのかならないのかとなりますと、今度まずその会社に就職をしたときの身元引受人という、そういう書類はあるのでしょうか。そこら辺です。身元保証書はあるのかなのか。

それで、その損害賠償を返済していただくとすれば、ただ約束ではまずいので、やっぱり刑事告訴してそれなりのことをやらないと、この罪状を立件するのは、刑事告訴してから、横領してから7年なのです。7年過ぎると今度だめになってしまうのです。そ

れから、返済、これも支払い誓約書というものが必要になるわけです。そのときに支払い能力があるのかなのかという財産調査、こうなるわけです。金額の返済請求の時効期間というのは、犯人と知ったときから3年なのです。3年。ですから、そこら辺もよく加味しまして、3年はかからないと思いますけれども、そこら辺はしっかりと町長さんが言う言葉を私信用しまして、町民の一人としてお任せしますので、よろしくお願ひします。

それから、住宅の関係はわかりました。職員の方大変でしょうけれども、しっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 湯田純朗議員の再々質問にお答えします。

調査をした結果について公表してやっていきます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れありませんか。

○5番（湯田純朗君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで5番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時02分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時10分）

次に、10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 10番、山名田久美子、質問通告に基づきまして質問いたします。

第1点目、観音沼森林公園の整備についてお伺いいたします。今年の10月、紅葉のピークを迎えた観音沼、色鮮やかに緑と紅色で見事なコントラストでした。その中で、10月28日に開催されました松川街道ウォークでは、参加者の車や大型バスも入り、駐車場は満杯状態でした。駐車場に入り切れない車は片側を占領し、すれ違いに支障を来す状況でした。289号からのアクセスも大型車が通行できず迂回をしなければなりません。このような状況は紅葉の時期に集中するかもしれません。しかし、通行に支障を来す状況がある以上、道路拡張など施策は必要かと思われます。町はどのような考えなのかお伺いいたします。

また、観音沼森林公園の入り込み数はいまだに行われておりません。どのような障害があり実施できないのかお伺いいたします。

2点目、ポイントカードの取り組みについてお伺いいたします。1年目を迎えたしもごろーカードは、登録数5,050名となっております。ちなみに、町内は約3,000名となっております。今年度は、プレミアム商品券事業がしもごろーカードを利用した電子マネーでの取り組みにしました。利用者にとっては1円単位で利用できることや、商店にとってはプレミアム商品券の取り扱いがなく事務手続が簡素化されるなど、画期的な取り組みとなっております。

町では、昨年に引き続き健康ポイント事業を実施していただいております。そこで、これからの取り組みとしまして、来店ポイントを田沼文蔵記念館でできないものでしょうか。教育委員会では、家読推進事業の講演会を先日開きました。家読推進事業では、本を読むことは、より集中力や読解力が身につく、学力向上があるとされており、また、家読することで家族間のコミュニケーションにもつながるとされており、ただ、本を購入するとなりますと大変になります。しかし、田沼文蔵記念館を利用することで経費を少しでも抑えることはできると思います。来店ポイントを付与し、少しでも本を読むことの推進につながるのではないかと考えます。そのほか、行政サービスにおいて、しもごろカードを利用した行政ポイントを考えられないでしょうか。町としてはどのように考えるのかお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

1点目の観音沼森林公園の整備についてでございますが、平成22年度に観音沼駐車場と公衆トイレの整備を行っております。駐車場につきましては、乗用車97台、大型バス8台、車椅子用2台が駐車できるようなスペースになっております。観音沼森林公園の入り込みでございますが、平成16年から21年までは観音沼の環境整備をお願いしていた管理人が数えたもので、入り込みの集計していた経過がございます。平成22年、観音沼駐車場の運営が始まってから駐車場に管理人を配置し、駐車場を利用した車の台数をもとに入り込みの集計を行ってまいりました。その実績を申しますと、平成16年が約1万5,000人、平成17年が2万1,000人、平成18年が2万5,000人、平成19年が約3万1,000人、平成20年が10万1,000人、平成21年が4万2,000人、平成22年が9万7,000人、平成23年が1万3,000人となっております。なお、平成23年3月、東日本大震災が発生し、町全体の観光客の入り込みが著しく低下した中で、観音沼駐車場に管理人を常駐させても駐車場運営の費用対効果が上がらないことから、平成24年度から駐車場を無料化し、管理人を常駐させずに運用しております。その後、無人による入り込み数の調査方法等を検討しましたが、設置費用等から設置に至らなかった経緯がございます。現在、町内の入り込み数が約170万人前後まで回復した状況を鑑みますと、以前の実績から想定しますと、観音沼森林公園の入り込み数は約2万5,000人から3万人程度にあるのではないかと推測される状況でございます。よろしくご理解のほど申し上げます。

なお、道路の拡張につきましては今後検討していかなければならないと考えております。

次に、2点目のポイントカードの取り組みでございますが、現在、教育委員会では来館ポイントにさらなる家読推進の充実のため、さらには田沼文蔵記念館の利用促進を図る観点から、町商工会との打ち合わせをしながら設置に向けて検討しているようですので、ご了解をいただきたいと思っております。また、行政からの見地では、本の貸し出しを推進するための行政ポイント付与については、有効な手段と考えられますので、今後検討

させていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。

1点目の観音沼についてなのですが、以前もトイレの状況が悪かったり、汚いという、そういう状況もありまして質問したことあるのですが、今管理人ってたしかお一人だったかと思うのです。やはり観音沼全体の整備をする上で1人というのはどうなのかということはいまだに疑問を持っております。あと、駐車場があれだけ整備されて、24年から無料化したということですが、大内の場合でも、やはり有料化されているので、入ってくる車、そこから大体乗用車だったら何名、バスだったら何名というふうな形の大まかな調べる手だてにはなっているのです。だから、そういった形で、例えばこれ毎日やるとなると確かに大変かもしれません。ただ、この本当10月に行われた松川街道ウオークのときには、もう半分以上が参加者で埋められているという状況ではありました。ただ、その方々が参加して観音沼を歩いて、松川街道ウオークを歩いて大松川の集会所まで行くと。そこからマイクロバスでピストンされて駐車場まで戻るわけです。ただ、その間が本当に片側もう観光客の車で埋め尽くされて、大型バスが通ると本当に右側、こっちから行くと右側ですね、林があるのですけれども、本当その下おっこつたらどうなるのだろうというぐらいの道幅になっているわけです。そういった中、もし何かがあつてからではやはり遅いと思いますので、やはりそういう時期だけでも警備員を置くとか、何かその辺の手だてができないのかなという考えはあります。その中でやはり何台入って何人来ているのかというのは、ある程度集約する必要性は出てくるのではないかなと。今2万から3万人の推測と言われておりますけれども、結構な量の車が通っております。多分これ十文字のところを通過して、乗用車であれば289号からの道に入ってというふうな形で来るとは思うのですけれども、そこを終点の観音沼でどれだけ入っているのかというのは早急に調べないと、せっかくこれだけ観音沼というのが知られてきて、特に紅葉の時期などはいいスポットになっておりますので、そういったところを宣伝していく、それからこういう安全な道を通っていけるのですよというのも考えれば、そういった警備体制というのですか、車の移動についてもやってくれる人がとにかく土日とか、紅葉の時期とか、そういう時期だけでもできないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、ポイントカードの取り組みなのですが、先ほども出ましたように各学校にも図書があります。学校で読むこともできますが、学校にない図書というのは田沼文蔵記念館で、毎月今回はこういう新しい本が入りましたとか、行って読んでみたいというふうな本も結構あるかと思うのです。そういったものを宣伝しながら、行くことによってポイントがもらえる、そういったシステムがあると、今はポイントの世界で、ポイントをもらうのすごく楽しみにしている方も中にはいるわけです。なので、そういったことを一つの起爆剤にやはり本を読んでもらうシステムというのをつくっていく上

でも、できるだけこの来店ポイント、あるいは貸し出しをしたとき、返却をしたときなどのポイントにつながるような施策を考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員の再質問にお答えしたいと思います。

大変観音沼の紅葉シーズンには観光客の方が来ていただいて、本当にうれしく思っております。私もウオークの挨拶に行ったときには駐車場は満杯で、道路にとめていた自動車もかなりありました。私も驚いたことは確かでございます。シーズンだけの警備、そういうことについても検討しなくてはならないのかなと、こう今考えているところでございますので、これは町の観光資源の一つでございますので、ぜひ検討させていただきたいなど、こう考えております。過去にやったケースですと、料金を取って、そして管理人を置いてということでしたので、今はやっぱり料金を取らないで、そして見ていただいて、地域に食事を食べながらお金を落とさせていただくといったほうがこれは効果がいいのではないかと私は考えていますので、駐車料金については引き続き無料でいきたいなど、こう考えております。警備につきましては、シーズンという限りを持って、期限を持ってやることについては検討していきたいと思います。

それから、ポイントカードの関係は、読書ポイントもそうですし、来店だとか田沼文蔵記念館に来ていただくということについても、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたけれども、実現に向けて検討しているようでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 観音沼につきましては了解いたしました。あれだけの資源があるところですので、中には食堂つくってほしいという観光客もいらっしゃるのですけれども、あえてそれは私なんかは、十文字街道がありますので、あちらでお店開いている方もいらっしゃいます。そういったところを紹介しながら、寄って行ってほしいということは言っているつもりなのです。そういった意味でも車の往来に支障がないものをお願いしたいと思います。これは質問ではございません。

2点目についてなのですが、先ほど町長のほうも教育委員会のほうで話が商工会ともされているということでしたが、教育長にちょっとお伺いしてもよろしいですか。どのような形で商工会のほうと話が進んでいるのか、1点だけお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） この答弁書の中にも商工会との打ち合わせということで町長のほうから答弁ございましたが、たまたま私訪問したときに商工会で役員会のほうをやっている、その休憩時間に、田沼文蔵記念館の利用促進ということで、図書を積極的な、受け

身ではなくてもっと前向きな図書館の利活用できないかということで、その中でポイント、来館ポイントと私は呼んでいるのですが、そういった設置ができないかということでご相談申し上げましたところ、設置はできるということで、商工会のほうでもできれば早い時期に設置してもいいよということで、考えであれば1月ごろに設置したいというふうな商工会の考えでもございましたので、できるだけ早目にそういった実現に向けて今後商工会と詰めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。

○10番（山名田久美子君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 議席番号6番、小椋淑孝、一般質問させていただきます。

1点、小学校統合についてご質問させていただきます。今年の夏は全国的に猛暑が続きました。本町においても大変な日々が続きました。それで、今回補正予算で各小中学校へのエアコン設置費が計上され、子供たちの勉強する環境が改善される、これは大変喜ばしいことであります。

今年、第2回定例会で質問しました小学校統合に関する質問で教育長から答弁いただきました中で、よりよい学習できる環境を、地域、学校、保護者等を含め、具体的にどのような問題があるか慎重に検討していくと答弁ありました。それに対しまして、ある親御さんがやはり議会だよりを読んでいただいて、私ちょっと質問されまして、小学校の保護者でなければ意見を述べる場がないのではないかと言われました。子供の将来を考える親にとってみれば当然のことです。考え方も一人一人違うことは当然ですし、少子化に対して避けては通れない問題であります。今すぐ小学校を統合するということではないにしろ、何かしらの行動を早目にすべきではないかと考えます。子を持つ親御さんの方々から意見を述べていただき、早目早目の対応が必要ではないかと思っておりますので、今後これをどうしていくか、教育長のお考えをお伺いします。

以上1点、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、6番、小椋淑孝議員の小学校の統合についてのご質問にお答えいたします。

1点目の小学校統合について何かしらの行動を早目にすべきではないかのご質問につきましては、小椋議員の6月の定例会のご質問にもお答えしておりますが、先ほど申し上げました将来に向けた下郷の子供たちがよりよい環境で学習できるかを、地域、学校、保護者等を含め、教育環境のあり方について慎重に検討していきたいというふうに思っております。また、現在において総合教育会議の中で、少子化に対応した学校教育の充実策として、町長及び教育委員の皆さんとで協議を進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の子を持つ親御さんの方々にご意見を述べていただき、早目早目の対応が必要なのではないかとのご質問でございますが、今後総合教育会議での協議が進む中で、児童の保護者と入学前のご父兄など幅広く、アンケート等も含め、何らかの形でご意見をいただく機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

総合教育会議でいろいろ少子化に対してもお話ししているというのを伺いしまして、それはもうごもつともなことだと思います。それで、2点目の子供の親から意見を聞くというので、私が今回言われたのは、実際に今現在の檜原小学校の1年生、9名いらっしゃいます。中、1人だけ男の子、男子、残りが女子で、男の子、友達がやはりいないとちょっと今後寂しいなみたいなのを聞きまして、保育所時代は、しもごう保育所ですと旭田地区、檜原地区、やはり人数がいっぱいいます。男の子、友達もたくさんいたと。それが今回たまたま1人だったというのが一番大きいと思うのですが、これは地域別になっているものですから仕方ないことなので、そういうのを聞いたほかの親御さんが、自分のお子さんがまだ小さいものですから、今後本当に子供の人数が少ないのは誰しもが心配していることでありまして、もしもこれが本当に小学校統合するのか、今後どうするのかというのを聞かれましたときに、一応こういうのはやはり早目に話していかなければいけないと思ひまして何回も私も質問させていただいていますが、本当に保育所にもまだ出ていないお子さんでいらっしゃいましたので、そういう人たちは保育所の集まりにも行けない。そうなった場合に、どこででは意見を述べればいいのかというふうに私聞かれたものですから、なるべくですと町内のやはりご家庭にお子さんがいる、もしくはもうアンケートなりの本当にそういう実態調査というものをやらないといけないのではないかと、いつも質問させてもらっています。これはどうしても今後必要なことだと思ひますので、こういう細かい取り組みを今後やっていかなければいけないと思ひますが、どうお考えでしょうか。よろしく願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） ただいまのご質問でございますが、これから具体的な形で進めなければいけないのではないかとということなのですが、総合教育会議の中でも、また2回目の会議ということで、これから具体的にいろんな形で段階的に進んでくるのかなと思ひます。そういった中で、こういった保護者の意識調査というものは必要になってくるかと思ひます。その時期につきましては、そういった教育委員会の会議、総合教育会議の中でそういったものを協議しながら今後進めていきたいと思ひます。

あと、保護者とのお話し合いというのは、役員等々の話し合いというのは何件かこれからございしますので、そういった中でいろんな課題等をお話ししていきたいと思ひ

おりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） ありがとうございます。

質問というか、本当要望としまして、実際に下郷町にお嫁に来てもらったりした場合に、やはり子供を育てる。そうなった場合に、うちの町は教育に対してこれだけ真剣に取り組んで頑張っていますというのも一つの下郷町の売りにできるのかなと思いますし、そういう細かいところがやっぱり町に対して大事なのではないかと思いますので、教育にかかわらず行政サービスに対しても今後一層のそういうサービスを細かくやっていただきたいと思ひますので、要望します。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

○6番（小椋淑孝君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。今回も一般質問、3点ほど質問させていただきます。まず、第1点目に障害者雇用について、2つ目に町内の地籍調査事業について、3つ目に防災無線の利用について、この3点を質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1番目、障害者雇用について。昨今、障害者の就労意欲が急速に高まっています。国では、障害者が職業を通じ誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、障害者雇用対策を進めています。障害者雇用促進法において、まず企業に対して雇用する労働者の2.2%に相当する障害者を雇用することが義務づけられております。障害者雇用率制度、これを満たさない企業からは納付金を徴収するとも言われております。

そこでお伺ひいたします。本町において45.5人以上50人未満の社員を有する企業はあるのでしょうか。また、本庁舎において障害者雇用の実績はいかがなのでしょうか。

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになりました。国、地方公共団体等は2.5%になり、障害者の雇用の促進と継続を図るための障害者雇用推進者を選任するように努めなければならなくなっております。本町においては、役場が最大の雇用場所だと思われませんが、障害者雇用の実態を伺ひます。

第3次下郷町振興計画の中でノーマライゼーションの確立という福祉計画がありました。以前から我が町では障害者などのハンディのある人も障がいのない人と同じように社会に受け入れられる生活条件を提供される社会を目指してきましたが、その後の町当局の考えを伺ひたいと思ひます。

2番、町内の地籍調査事業について。地籍調査事業によって土地の境界も明確になり、それが地図となり、半永久的に残ることは、貴重な財産であり、大変有意義な事業だと思います。本町の地籍調査事業は、全体の何割の集落が完了し、未実施地区はどの集落なのかをお伺ひいたします。

3番目、防災無線の利用について。本町では防災無線が各住宅に設置されており、緊急時の連絡、広報等に連日使用されていると思います。ただ、集落のイベントや議会の開催日などの案内へは活用されておりません。このような告知を実施することは、町民の町政への参加、地域活動への参加へつながると思いますが、町当局の考えを伺いたいと思います。

以上でございます。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

1点目の障害者雇用についてでございますが、現在、町内の企業において45.5人以上50人未満の社員を有する企業は1社でございます。

次に、町の障害者雇用の実績につきましては、現在町での障害者の雇用はございません。また、国では、平成30年4月1日から、障害者雇用の促進等を図るため障害者雇用推進者を選任するとしていますが、地方公共団体については除かれておりますので、本町においては選任しておりません。

第3次下郷町振興計画では、平成7年3月に今後10年間を目標として設定されたものですが、その計画における基本構想の一つを「健康で暮らしやすいまち下郷」として、その基本目標の一つにノーマライゼーション社会の確立があります。その目標を達成するために、施策として、障害者に優しいまちづくりの推進、補装具交付の充実、身障者対応住宅改善補助制度の創設を上げております。おただしのその後の町の考えであります。第3次振興計画では平成7年度から16年度までの計画、平成17年度から26年度までの第4次振興計画、さらに現在は平成27年度から31年度までの5カ年の計画とした第5次振興計画により各種施策が進められているところであります。現在の第5次振興計画についても、第4次振興計画の達成状況を検証した中で策定しております。その策定の内容は、福祉サービスの提供体制の充実、障害者やその家族の相談体制の充実と医療費等の助成、障害者の社会的自立機会の充実、心のバリアフリーの浸透を図るための住民への普及啓発活動、グループホームなどの施設の整備などを掲げ、障害者福祉の充実を図っているところであり、ご理解いただきたいと存じます。

次に、2点目の町内地籍調査の事業についてでございますが、本町の地籍調査事業の進捗についてであります。町内の39行政区のうち、旭田地区15地区は全地区完了、檜原地区13地区のうち5地区完了、江川地区11地区のうち1地区は完了しております。これを進捗率にしますと、旭田地区が100%、檜原地区が38.5%、江川地区が9.1%でありまして、町内全体としましては、全39地区中21地区が完了し、18地区が未完了地区となっておりますので、全体として54%が終了となっております。未完了地区につきましては、江川地区が田代地区と芦ノ原地区の一部、枝松地区、大沢地区、湯野上地区、白岩地区、雑根地区、小出地区、沼尾地区、大内地区の計10地区でございます。檜原地区につきましては、倉村地区、檜原地区、刈林地区、姫川地区、成岡地区、板萩地区、小池地区、倉水地区の計8地区となっております。未完了地区については、現在進めており

ます芦ノ原、枝松地区完了後に順次進めていく考えでございます。

次に、大きな3点目の防災無線の利用についてでございますが、現在、町防災無線は火災や台風などの緊急放送、平時にはイベントや各種行事などの周知に使用しております。防災行政無線の運用に関しては、災害時の使用を除いて各自治体の運用基準によって行われております。ご提案いただきました集落が主催するイベントの周知については、町が共催や後援をするなどして公共性が高いと判断できるものについては検討してまいりたいと考えております。また、町議会の開催日程など周知については、議会の皆様のご判断によるものと考えますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の障害者雇用についてでございます。ただいまの答弁の中で障害者を採用していないという答弁だったわけでございますけれども、今までに障害者が願書を出し、そして来た人がいたのか、また今後障がい者に対しての雇用する考えがあるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

あと、2つ目の町内の地籍調査事業でございます。いまだにかなり未整備地区があるわけでございますけれども、私が区長時代に江川地区、初めて地籍調査を行いました。10年前でございますけれども、あのときやってよかったなと思います。なぜならば、土地の境、境界などを知っている長老たちが亡くなってしまっているのです。また、その後には新築、そういった人がかなり数軒あります。そこで土地の処理関係がスムーズにいったと聞いております。隣町の南郷地区では宅地関係、それに山林まで終了していると聞いております。そこで、今後、町として県、国に対して要望を行って、そして補助関係をもろうという、そういった考え、努力をお願いしたいと思います。

あと、最後の防災無線の利用についてでございます。私も今までに地区のことで何年も何回もお願いをしました。しかし、一回も実現しませんでした。仕事の関係で隣の村、天栄村湯本に行くのです。そうすると、地区のイベントと何でも防災無線を活用しております。そこで、地域によって違うのだなとつくづく思っております。

先月11月にテレビの取材がありました。江川、檜原、旭田と、そこで前日リハーサル、そのあした本番ということで、地域住民の方が出て対応したと聞いております。そして、12月には放映すると聞いております。やはりそういったところを地域住民の方に利用してもらって、放送してもらって、そして聞いてもらう、楽しんでもらう、私は地域活性化になるのではないのかと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 議席番号1番、星輝夫議員の再質問にお答えいたします。

障害者の雇用について、申し込みがあったのかなかったのかという再質問でございま

すが、私が町長に就任してからは、障害者の申し込みはなかったと私は思います。

それから、今後雇用する考えがあるのかということでございますが、障害者の雇用につきましては、法令遵守の立場にある公務部門であることを十分に認識して、雇用に向けて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

次に、地籍調査については、実施する地区があれば補助金の要望を県に申し上げ、国に申し上げ、実施していただくように努めてまいりたいと思います。

防災無線の放送については、これからいろいろな事業があると思います。各集落の、あるいはまた団体の。行政の行事はもちろんのこと、あらゆる周知しなければならない点については、事業の中身、あるいは後援、共催等の検討をしながら対応していく考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

(何事か声あり)

- 町長（星學君） なお、障害者雇用の推移でございますが、25年から30年までの雇用、これは町の職員で障害者の手帳を持っている人の人数を申し上げますと、25年から29年までは各1名、それから30年は2名……

(何事か声あり)

- 町長（星學君） 失礼しました。25年から27年までは1名でございます。1名ずつおります。28年から30年まではございません。

以上です。

- 議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

1番、星輝夫君。

- 1番（星輝夫君） 再々質問ありません。答弁、誠にありがとうございました。

- 議長（佐藤盛雄君） これで1番、星輝夫君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時54分）

-
- 議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午後 1時00分）

次に、8番、猪股謙喜君。

- 8番（猪股謙喜君） それでは、8番、猪股謙喜、通告書に基づいて一般質問を行います。

1番、普通会計における積立金の取り崩しについてでございます。決算書によりますと、平成26年度から積立金取り崩し額が、26年度は1億円、平成27年度1億5,000万円、平成28年度1億2,400万円、平成29年度は4億2,000万円となっております。また、財政調整基金の残高を見ますと、平成26年度が18億2,400万円、平成27年度が17億7,600万円、平成28年度は18億2,300万円、平成29年度は15億8,600万円でありました。これにつきまして、町長は積立金の取り崩しについてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

それと、町長はこの取り崩しに対する自らの基準をお持ちになっているのかどうかお尋ねいたします。

そして、財政調整基金に対して町長はどのようにお考えになっているのかお尋ねいた

します。

次に、簡易水道の水不足の件をお尋ねいたします。昨年、本年と2年続けて倉水集落では水不足となり、町のほうでも素早く対応していただきましたが、給水車によって水をタンクに詰めて移動して何とか水道水が使えるようにしていただきましたが、今後の対策がやはり2年続いたということであれば必要だと思いますが、町の考えはどのようになっているのかお尋ねします。

簡易水道全体でございますが、給水人口が過疎化とともに減っていくと、つまり利用者が減っていくということが予想されます。施設の機械等の更新も今後必要になってくると思いますが、そういった場合、やはり料金が減って収入が減るというふうになれば、当然その財源をどこに求めるかということになります。そうした場合、やはり今後の水道料金の見直しも必要になってくるのではないかと思います、それについて町はどのように考えているのかお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

1点目の普通会計における積立金取り崩し額についてでございますが、まず積立金の取り崩しについてどう考えているのかにつきましては、安易に起債に頼ることなく、最大限に基金を活用することも有効な手段であると考えております。

次に、自ら取り崩しに対する基準を持っているのかにつきましては、その年度の予算規模等により増減するものであるため、明確な基準は設けておりませんが、財政調整基金については有事の際の備えとして一定程度の残高の確保は必要かと考えております。

終わりになりますが、財政調整基金に対してどのように考えているのかにつきましては、臨時的財政需要への対応や固定資産税の大幅な減少を考慮し、予算規模の圧縮等を行うことで一定程度の残高の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の簡易水道の水不足でございますが、倉水地区は栄富水源にて給水を行っており、現在、常時満水状態に保っております。

初めに、今後の対策が必要でないかとの質問ですが、水不足となった場合の統合簡易の水道における水道水の供給体制の見直しとあわせて、必要な資機材の確保及び施設の拡充、新たな水源の調査、既設の水源の漏水確認調査等を検討していくことが必要であると考えております。

2点目の水道料の見直しでございますが、昨今、給水人口の減少により水道使用料が毎年減少しておりますが、各簡易水道における水道本管老朽化に伴う入れかえや機器類の更新が必要と思われるのもご指摘のとおりであります。今後、来年10月の消費増税、また水道法の一部改正など水道事業を取り巻く環境は変わりつつありますので、水道料金の見直しについては今後十分に検討していく考えであります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、猪股謙喜、再質問いたします。

まず、積立金の取り崩しについての町長の方針、考え方ということですが、安易に起債に頼らず基金からということの答弁でございますが、確かに安易などというのは恐らく有利子の起債というようなことでありましようが、過疎債等の部分等もありますので、過疎債使えるものであれば使っていくべきかなとは思いますが、そういったのも考慮しないで、起債に頼らず基金を取り崩すという考えなのかどうかお尋ねします。

それから、自らの基準という部分でございますが、年度によって確かに要不要等あるという答弁ございました。そして、一定額の残高は確保したいというようなお考えでの答弁ございましたが、この一定額というのは大体幾らぐらいを考えているのかお尋ねします。

財調の考え方として、臨時的に不足したときに取り崩すものだというのですが、平成29年度の取り崩し額が4億円を超えたわけです。一時的に。交付税だけ見るとそんなに突然減ったというようなことはなかったのですが、各集落の要望を聞き入れたという部分もあったという予算とは理解しておりますが、そういったものはやはり一時的にぼんとやるのではなくて、集落の要望をかなえる仕方として4年に1遍ぼんとやるようなやり方はいかななものかなと。やはり年度ごとに大体、順位づけで順位の下の要望というのはなかなか達成しにくかったという部分もあったのかなとは思いますが、そこいら辺は長年要望しているものというのをやはり考慮して、そういった年数等も考慮した使い方もあってもよかったのかなというふうに思います。それが財調を使うべきなのか、別個で起債して資金繰りをするのかというのは別でございます。これだけ見ると、安易に基金を取り崩したというように思われても仕方ないのかなと思います。今後そういった基金の取り崩しと集落の要望事項をかなえるという部分での基金とか起債とかの考え方、それと年次計画というのですか、年次計画ではないですけども、やはり優先順位は緊急な場合を優先して各集落の要望をかなえているということではありますが、長年にわたって懸案事項になっているものはやはり優先順位も少し上げてもいいのかなと思いますので、そこいら辺なかなか判断というのは難しいとは思いますが、単年度でいろいろ要望活動をぼんとかなえようというのはちょっと財政的にも資金繰り的にもなかなか、資金は基金がありますから、いざとなれば、それこそ不足だと思えば取り崩すというのはできますけれども、ある程度の縛りというのですか、その残高を一遍に減らすのか、少しずつ減らすのかという考え方もあると思います。ですから、この29年度のような、ふだんよりも3億円も余計に取り崩すような予算の立て方というのはいかななものかなと思いますが、そういった部分今後どのように考えるのかお尋ねいたします。

簡易水道の件でございますが、栄富の簡水、水源がなかなか少ない場所でございます。いろいろ新たな水源を見つけるにしてもなかなか難しいのかなと。それから、機材や新しい施設、設備等で統合簡水から水を引っ張ってくるという考え方もあるように聞いております。そこいら辺、今のところ何とかぎりぎりピストン輸送で水道を使うことができておりますが、やはりピストン輸送よりは抜本的な水不足対策というのが必要になっ

てくると思いますので、古い話を申し上げますと、もともと倉谷、水抜の水道は、その集落の水道であったものを戸石川のところでつなげて、小池、板倉、萩原まで使えるようにしたものでございます。幸いそれが統合簡水によって姫川、林中等とつながったものですから、昨年、今年と統合簡水の水を利用して最低限のピストン輸送で対応して事なきを得たということでございますが、機械ポンプ等で水抜まで給水できるとか、それから給水車も専用のタンクローリー等を購入して、非常災害等にも使えるようなタンクローリーも考えてもいいのかなと思います。そこいら辺ちょっと一考していただきたいなと思いますので、町長のお考えいかがでしょうか。

それから、水道料金でございますが、昨年の決算では水道料金をなるだけ抑えるようにということで、9,000万円ほど一般会計から特別会計の簡易水道のほうに高料金対策費ということも含めて入っております。こういった部分で、しかし現状では100万円黒字という、特会だけ見ると100万円黒字ということになっていましたが、町長の答弁によると、本管の入れかえとか機器等の取りかえ等も今後必要になってきそうだとするような部分があります。そうした場合、当然一般会計というよりは簡易水道特会で起債をしてそういった対応するのかなと思いますが、そうするとやはり料金の値上げ、または一般会計からの簡易水道への繰り入れといった部分、当然必要にもうだんだんなるのかなと。簡易水道の起債の残高見ますと、そろそろピークを迎えて、今後償還が、残高ですか、償還による残高がどんどん減っていくような話も聞いております。残高が減りますと、高料金対策という部分での計算方式等でもなかなか料金を現状維持というのは難しくなってくるのかなという気はしますが、そういったなるべく料金を抑えながらというのは大変難しいと思いますが、何とか水道の利用料金を抑えながらの施設の更新等、本当に知恵を絞ってやっていただきたいなと思いますので、あらゆる情報、それから水道法等も施行されます。そういった新しい法律ではどのようになっているのかというの情報収集して、水道事業に対する投資等の仕方というのも変わってくる部分があるのかなと思いますので、そこいら辺しっかり調査してやっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、猪股謙喜議員の再質問にお答えしたいと思います。

基金の取り崩しの考え方、考えないで取り崩しをしているのではないかというご指摘でございますが、平成29年度、28年度、27年度、これについてもそうですが、29年度は一応4億2,000万円の取り崩しをしました。これは、一番要因となるものは、姫川団地の建設を補助金のみで起債は受けずに建設したということが最大の原因ではないかと思いますが、それは一般会計で4億2,000万円という形。そのかわり借入金は逆に1億2,000万円ほど減っているという。地方債の関係は、ですから、30年の9月の決算時期には1億6,000万円をまた積立金に入れました。

それから、いろいろな基準、財政調整基金についての基準については、年度年度によって違いますけれども、標準の財政規模であれば10%であろうということは言われてい

ます。これは根拠がないのです。10%。上からの指示でもないし、そういうものではないけれども、ずっと昔から基準財政額の10%を確保しなさいと言われていますが、それでは下郷町の基準財政は幾らかというと、30億円ぐらいですから、10%ですと3億円ぐらいになってしまうというのが本来の金額になるのですが、その3億円では、いざ災害があったときに、そういう場合に固定資産税が入ってこなくなる可能性も考えられます。そうしますと、3億円だけではだめですから、もう少し積み立てておく必要があるだろうというのが各自治体の考え方で、さまざま各自治体では財政調整基金をどのくらいにするかということも頭をひねりながら予算を組み立てしていると思いますので、25年度の年度末の残高ぐらいは最低とっておこうということで、私は町長に就任して以来その考えは崩していませんので、30年度の9月決算のとき1億6,000万円、正しく言うと1億6,050万円入れてございますので、16億9,100万円になっているはずですが、3月まででどのくらいの決算剰余金が出てくるのか、あるいは国からの特別交付金がどのくらい入ってくるのかということによって財政調整基金の私の考えている数字には達するのではないかと考えています。また、地方債は、30年度ですと広域消防署本部に地方債を借りましたので、多少足されると思いますけれども、29年度から30年度の借入金になりますと、やはり例年並みの3億9,000万円ぐらい、それくらいの数字に推移をしていくのではないかと、こう考えられます。なお、31年度につきましては、姫川住宅が2棟の申請、4棟を計画していますが、2棟申請して、補助が1棟ぐらしかつかないのではないかとこの予測を立てていましたので、それは借入金で起債を起こしてやりたいと、補助金と起債をしてやりたいという考えですので、財政調整基金については堅持していくということで私は考えを持っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、集落要望の関係は極力予算措置をしていって、実現すべきところは実現する、年度計画であれば年度計画に沿って進めていきたい。あと、社総金、要するに道路の関係は補助事業で起債も受けられますので、その社総金の事業については今後進めていきたいと考えております。どのように考えているかということ、今述べましたとおりでございます。簡単に申し上げましたけれども、私の考えとしてはそのように思っていますから、ご理解いただければと思います。

それから、簡易水道の関係でございますが、簡易水道の栄富簡水は水不足で、今年は春から夏場にかけて非常に雨量が少なかったことが原因でございます。ですから、そのために水不足が生じたとは思いますが、また近年の水の使用と、洗濯にしても浄化槽設備にしても以前とは違ってそういう近代化が進められておりますので、そうしたことで水が足りないのではないかと、需要が多くなっていることは事実だと私は考えておりますので、この原因については調査する。恐らく水源地の漏水調査もしなければならぬと思います。その辺を調査しながら対応してまいりたいと思えます。

なお、タンクローリーの購入については、私は以前からこのタンクローリーが必要ではないかということをご提案申し上げておりましたけれども、予算の関係もございまして、なかなか買えなかったこともございますので、今後ともタンクローリーの購入については検討させていただいて、ぜひ必要なものですから、町には1台なくてはならない

ものでございますので、予算の計上を図っていきたいと考えております。

それから、料金でございますが、簡水については、私は大きな管の入れかえは今のところ考えておりません。そういうことで、大きな修繕というのはしません。漏水だとか緊急にやらなくてはならないというものについてやっていかななくてはならない。ですから、料金を抑えるということも考えながら、やはり消費税が上がった場合にどのように設定するかについては、今後庁舎内あるいは議員の皆様には料金設定については条例を提案しなければならないと。ですから、それは全員協議会にかけながらやっていくことが必要かと思っておりますので、そのときはよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、財調について、基金の残高は大体キープしていくと、維持していくというお話でしたが、幾ら幾ら維持するまではお話もらえませんでした。恐らく、25年度というお話もありましたので、そこいら辺を基準に考えているのかなと勝手に推測させていただきますが、本当に財政規模で30億円、10%とうわさされていけば3億円で財調は間に合うというふうな考えてはいないという町長のお話でもありましたし、何かあったときの本当に基金でございますから、基金を当てにした取り崩しではなく、やはり起債や計画的な財政運用、それから計画的な町づくり等をよく考えて、財政と考えてやっていっていただきたいなと思います。お答えは別によろしいです。

簡水ですが、水の使用量が増えたという部分、確かに水洗トイレ等になりましたので、くみ取りと違って大分水の使用量は確かに増えていますが、人口は減っても観光客が来るわけですから、何十万人、百万人と。カウントしない下郷で食事やトイレ等の人を考えれば、すごく水の必要な自治体なのかなと思います。ましてや観光も下郷の産業の一つだというような柱を立てておりますから、これは水源の確保も含めて簡易水道の水の確保、水の供給というのはやはり生命線でございます。町民だけではありませんので、そこいら辺をよく考慮して簡易水道事業をやっていただきたいなと思います。

漏水対策も道路に埋設している部分であれば発見しやすいですが、宅地等に入っている場合はなかなか発見しにくいというお話も聞いています。それから、宅地の中で家のそれこそ床下等に配管が入っている場合は、これもなかなか発見できないという部分もありますし、家主さんにすれば、いや、ちょっとこれ水漏っても、水道屋さんに直してもらうよりは、水道屋さんで直すお金を考えれば、多少の漏水はというような考えの人もあるかもしれません。なかなか漏水発見というのは大変であると思います。そこいら辺やっぱり個人の土地の中にある部分、メーターから先です、そういった部分の漏水対策というのはどうしても使用者の負担になりますので、そこいら辺どういう方法がいいのかわかりませんが、修理の負担等の割合等ができるのであれば、そういった部分を一度考えていただければなと思います。

水源ですが、倉水の簡水の水源は、中山集落との境にヌマンテラという、我々ヌマンテラ、ヌマンテラと言っているのですが、小さな沼がありました。今は土砂等で大分埋

まっております。そこいら辺しゅんせつすれば水源として、ため池として利用できるのかなという素人考えですが、そこいら辺の研究をしていただきたいなと思います。

今後の料金対策の中で、本管の入れかえ等の大規模なものはやっていかないと、それよりは料金をできるだけ上げないでやっていきたいという考えですが、いずれ人口は減ってきます。それと、消費税というふうに町長さんおっしゃっていますが、水道料金の消費税、下郷は3%でやっていると。税額は。それが来年の10月1日、消費税が10%になれば、水道料金も当然10%に消費税せざるを得ないのかなと。そうなると、3%から10%の7%の税率アップというようなことになるのではないかなと思います。そういった部分もあるので、来年、消費税アップにはこれ水道料金を必然的に上げざるを得ないのではないかなと思いますが、それを削減だけでは多分賄い切れないのではないかなと。町民の皆さんや議会と相談して料金等は検討するというごさいます、よく調べていただきまして、なるべく上げ幅を圧縮していけるような方向でやっていただけませんか。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 猪股謙喜議員の再々質問にお答ひします。

水不足の関係でござひますが、栄富簡水については漏水調査を十分したいと思ひます。また、個人の宅地内、敷地内の調査については、なかなかこれ許可がないとできないものですから、とりあえず道路だとかそういう、観光施設だとかに給水しているものについてはさらなる調査をして水不足を解消したい。また、水源確保についてはいろいろな角度から研究させていただきたいと思ひます。とにかく漏水調査をするということが今の現状では一番早いのではないかなと思ひています。

料金については、今議員さんがおっしゃったように、いろいろな角度から研究して、消費税の8%が10%に上がった金額について、現在の金額と比較しながら、特会の会計が維持できるのかどうか、一般会計からの繰り入れをしなくてはならないのかどうかということも考えながら今後特会の運営にさせていただきたいと思ひます。

以上でござひます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはござひませんか。

○8番（猪股謙喜君） ありません。ありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） これで8番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

次に、9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 議席9番、湯田健二、通告に基づきましてご質問申し上げます。

まず、1つとして、高規格道路の着手に伴う町の活性化対策について。福島県は、国の支援を受け、多極ネットワークの強化を図るため、地域整備の骨格をなす6本の多極ネットワークの形成軸を推進しております。会津軸として米沢、会津、日光を結ぶ重要路線と位置づけし、早期完成を目指しております。その一つが会津縦貫南道路であります。また、北道路、喜多方、会津若松区間の一部は平成27年9月に供用開始されております。本町を走る南道路は、平成10年6月に計画路線に指定され、県施工の国道118号小

沼崎バイパス1.5キロメートル、国直轄権限代行で国道121号湯野上バイパス8.3キロメートルが既に着手されております。

県では、会津縦貫道路の整備効果として、災害時の救助活動の確保、救急医療サービスの拡大、観光の促進、物流の活性化、広域的交流の促進等が期待されるとしております。これが一日も早い完成を望むところではありますが、私が考えるには、本道路の完成をぼおっと見ていて、開通した後通過点となり、今のままではデメリットのほうが多いと危惧するところでもあります。今こそ開通に合わせて下郷町のビジョンを早期に立ち上げ、実行することが必要である。そのためにも、機構改革等を含め、町長を先頭に、全庁一丸となり推し進めなければならないと思料されます。

一例を申し上げますと、心配されることは、本バイパスと平行に走る県道高岡田島線、水門、湯野上区間は一部を除き未改良であります。落合地区も同様であります。また、田代地区のインターチェンジよりの大内宿へのアクセス、大川と鶴沼川の合流する二川橋は大型車の相互交通はできるのか。大内宿の入り口の拡張改良、そして宿内での駐車場、トイレ等の改修は。先般示された湯野上地域の整備は。そして、一番住民生活に直結する商店街の活性化はどのように図られるのか等々、これらの現状を踏まえ、今こそ町の将来に汚点を残さないためにも早急に対応しなければならないと思いますが、町長の答弁を求めます。

2つ目といたしまして、異常気象による飲雑用水の確保について質問いたします。本町は、例年にない異常気象に見舞われました。豪雨災害、台風の頻発、そして地震と、大きな被害が各地で発生しております。本町においては、幸い大きな被害が出ることはございませんでした。これら異常気象の要因は、地球温暖化がもたらしたものと専門家は話されております。

そこでお尋ねします。本町でも水不足が生じ、特に倉檜地区への用水の確保に苦慮したと聞く。また、戸石川沿いも同様だったと。その対応はどうであったのか。また、日常生活に最も大切な飲料水、町簡易水道、各集落管理の給水施設に支障はなかったのか。あったとすれば今後どのように対策を講じるのか。また、現在進められている芦ノ原地区の給水施設、本年度測量、設計、平成31年度認可、着手できるのか、あわせて答弁をお願いします。

以上、2点申し上げましたので、明快な回答をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、湯田健二議員のご質問にお答えします。

1点目の高規格道路の着手に伴う町の活性化対策についてでございますが、現在建設中の高規格道路、会津縦貫南道路につきましては、議員ご指摘のとおり、救急サービスの向上や災害時の交通確保など生活に利便な交通手段として、また農産物の輸送や観光客の誘致といった観点からも整備後の効果が期待されております。しかし、アクセスがよくなった反面、交通の流れが変わり、一つの通過点となってしまう、その結果、地方の消費を都市部に吸い上げられてしまう、いわゆるストロー効果により町の活性化が失

われてしまうのではないかという懸念もございます。この対策の一つとして、高規格道路と直結した町内道路網や主要観光地の整備について、重要な課題として位置づけ、早急にその対策を講じなければならないと考えております。このような状況を踏まえ、湯野上地域につきましては基本整備計画を策定し、湯野上温泉駅前周辺の整備に取り組んでいるところであります。また、大内宿につきましても、第4、第5駐車場の舗装化やトイレの新設、自動ゲート化の検討、また宿場入り口を横断している電柱の移設等、地域住民と合意形成を図りながら、問題解決に向け引き続き取り組んでまいります。また、商店街の活性化につきましても商工会と連携しながら取り組んでまいり所存であります。

道づくりは、地域の発展や町づくりに欠かすことのできない重要なインフラ整備であり、町民の暮らしと経済を支え、生活を豊かにするという視点には変わりはありません。平成31年度については、第6次下郷町振興計画の策定に向け住民アンケート調査を実施し、現在その集計作業を行っているところであります。第5次下郷町振興計画の交通体系整備構想における施策として、道路整備計画につきましては、高規格道路についての具体的な計画がございませんので、次期計画では会津縦貫南道路の開通を視野に入れながら、議員が言われるよう開通を考慮した町のビジョンが必要であります。全庁を挙げて計画づくりのため、本定例会でご提案しております機構改革等を踏まえ、町民の方々と町づくりを推し進めていく考えでありますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の異常気象による飲雑用水の確保についてでございますが、まず倉檜地区及び戸石川沿いの水不足に対する対応についてでございますが、倉檜地区への用水確保につきましては、取水箇所となります南会津町長野地区にございます倉檜堰におきまして、6月上旬より発電機1台と水中ポンプ2台を設置し、さらに8月から発電機1台と水中ポンプ2台を追加いたしまして、9月上旬までその対応に努めてまいりました。なお、対応総日数といたしましては100日間となっております。次に、戸石川沿いにつきましては、7月下旬に志源行地区取水口、倉谷地区取水口、板倉地区取水口におきまして河川の水位低下による取水不足が生じたため、重機借り上げにより取水付近の土砂撤去等を実施して水利確保に努めてまいりました。

2点目の飲料水施設等における支障と、今後の対応でございますが、飲料水供給施設におきましては、志源行地区におきまして取水井戸の水量が減少し、飲料水確保が困難な状況となっております。また、各集落管理の給水施設においても老朽化による施設の修繕が必要な状況となってきております。この対策としまして、今回新たな飲料水確保の事業の補助金を設置しまして、安定的な飲料水確保に努めてまいりたいと考えて、このたび補正計上させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

簡易水道につきましては、倉水地区での渇水対策として、10月24、25日の2日間、給水タンクによる水道水の運搬により対応してまいりましたが、現在は支障なく給水されております。今後は、渇水を前提とした各簡易水道における給水体制の見直しとあわせ

まして、必要な資機材の確保及び施設の拡充を検討してまいります。

芦ノ原地区における平成31年度の工事着手についてでございますが、芦ノ原地区における営農飲雑用水施設整備におきましては、本年度測量及び実施設計を県の事業として実施しており、飲料水施設整備に係る許可関係の手續も踏まえまして、今年度中に完了する見込みであります。工事につきましては、来年度以降の県の予算額により、その範囲内で工事着手が予定されていることから、早期に着工できるよう県との協議を進めていく考えでありますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 答弁ありがとうございました。

10年後、15年後の開通、本当に喜ばしいことでございますが、やはり今からそれに対応しなければおくれをとってしまうということでございます。私が聞いた話でございますが、北道路開通しまして20周年ですか、喜多方と若松の商店街は喜んでいるということで、その間のスタンドとか修理工場とか、いろいろあるのですが、かなり落ち込んでいるということも聞いております。この情報は商工会さんのほうが多分知っていると思いますので、その辺もぜひ参考に進めていっていただきたいと思います。

あと、2番目の水道でございますが、本当に長年芦ノ原で念願でございますので、一日も早い着手ができますように、よろしくお願ひしたいと思います。

1点、この中には入っていないのですが、先般沼尾のある人と話をしました。本当に沼尾も毎日葉っぱ等を切りに行つて、非常に苦慮しているということで、町のほうにもお願ひしてあるということでございますので、沼尾は皆さんご存じのように大川ダムでかなり苦慮したところでございまして、やはり町のためには電源開発の固定資産税等もありまして、沼尾にはやはり手厚い施策が私は必要、やらなくてはならないと思っておりますので、まず沼尾地区についても、もうみんな年をとってしまつて、なかなかそこまで大変であるということを知っております。その辺について町ではどういうふうを考えているのか、この1点だけ答弁お願ひしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、湯田健二議員の再質問にお答えしたいと思います。

縦貫道路の開通時には、商店街の活性化のための施策を年次ごとに考えながら計画してまいりたいと。対応してまいりたい。

それから、1回目の答弁で申し上げましたけれども、飲雑用水の関係については先ほどお答えしました。飲料水確保事業の補助金を設置しましたので、それも含めながら可能な限りの対応をしてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありますか。

9番、湯田健二君。

- 9番（湯田健二君） ありません。
- 議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） これで9番、湯田健二君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

日程の追加

- 議長（佐藤盛雄君） お諮りします。
一般質問が本日で全部終了しましたので、明日12月13日を議案思考のため休会にしたいと思います。この件につきましては、去る12月5日開催の議会運営委員会で協議なされた議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。
よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加議事日程を配付します。
（資料配付）
- 議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありますか。
（「なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。
-

追加日程第1 休会の件

- 議長（佐藤盛雄君） これから、追加日程第1、休会の件を議題とします。
お諮りします。明日12月13日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。
したがって、明日12月13日は休会とすることに決定いたしました。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
再開本会議の議案審議の日程は12月14日であります。
議事日程を配ります。
（資料配付）
- 議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありますか。
（「なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでございました。（午後 1時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成30年第4回下郷町議会定例会会議録第3号

| | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 招集年月日 | 平成30年12月7日 | | | |
| 本会議の会期 | 平成30年12月7日から12月14日までの8日間 | | | |
| 招集の場所 | 下郷町役場議場 | | | |
| 本日の会議 | 開議 | 平成30年12月14日 | 午前10時00分 | 議長 佐藤盛雄 |
| | 閉会 | 平成30年12月14日 | 午後2時03分 | 議長 佐藤盛雄 |
| 応招議員 | 1番 星輝夫 | 2番 玉川邦夫 | 3番 室井亜男 | 4番 星政征 |
| | 5番 湯田純朗 | 6番 小椋淑孝 | 7番 佐藤勤 | 8番 猪股謙喜 |
| | 9番 湯田健二 | 10番 山名田久美子 | 11番 小玉智和 | 12番 佐藤盛雄 |
| 不応招議員 | なし | | | |
| 出席議員 | 1番 星輝夫 | 2番 玉川邦夫 | 3番 室井亜男 | 4番 星政征 |
| | 5番 湯田純朗 | 6番 小椋淑孝 | 7番 佐藤勤 | 8番 猪股謙喜 |
| | 9番 湯田健二 | 11番 小玉智和 | 12番 佐藤盛雄 | |
| 欠席議員 | 10番 山名田久美子 | | | |
| 会議録署名議員 | 7番 佐藤勤 | 8番 猪股謙喜 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 星 學 | 副町長 玉川一郎 | 参事兼総務課長 室井 哲 | 税務課長兼会計管理者 星 健一 |
| | 町民課長 渡部善一 | 参事兼健康福祉課長 星 修二 | 産業課長 玉川武之 | 建設課長 渡部芳夫 |
| | 教育委員会教育長 星 敏惠 | 教育次長 只浦孝行 | 農業委員会事務局長 渡部浩市 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事務局長 渡部清一 | 書記 室井徳人 | 書記 芳賀和也 | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | |
| 会議に付した事件名 | 別紙のとおり | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | |

平成30年第4回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成30年12月14日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第 6号 専決処分の報告について
(専決第9号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について)
- 日程第 2 議案第55号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 4 議案第57号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 5 議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 6 議案第59号 下郷町課設置条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 7 議案第60号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第61号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第62号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第63号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第64号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長(佐藤盛雄君) おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。議会全員協議会で申し出のありました、議案第59号に係る資料の提出がありましたので、皆さんに配付してございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

10番、山名田久美子君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第6号 専決処分の報告について

(専決第9号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について)

○議長(佐藤盛雄君) 日程第1、報告第6号 専決処分の報告について(専決第9号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について)の件を議題とします。

職員に報告第6号を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) おはようございます。

ご説明を申し上げます。議案書の1ページでございますが、報告第6号 専決処分の報告について(専決第9号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について)でございますが、地方自治法の改正により監査制度が充実、強化されたことに伴い、当該組合の監査委員の選任の方法等について所要の変更を行い、また会計管理者及び事務局に係る条項についてもあわせて整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議決により指定された専決事項について、平成30年11月12日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

規約の変更点でございますが、福島県市町村総合事務組合規約新旧対照表をごらんいただきまして、監査委員につきましては、旧の第10条に規定されておりましたものを新では第11条に規定を置き、監査委員の定数は3人から2人に、監査委員の構成は組合議員の中から選任するとしておりましたものを識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任するに、監査委員の任期は識見委員を4年、議選委員は組合議員の任期にそれぞれ改めるものであります。会計管理者及び事務局につきましては、旧の第11条に規定されておりましたものを地方自治法の条項の順に準じまして、新の9条の2に会計管理者、第10条に事務局の規定をそれぞれ置き、整理をするものでございます。

議案書の2ページにお戻りをいただきまして、福島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約でございますが、今ほどご説明申し上げました内容で第9条の次に第9条の2、会計管理者の規定を加え、第10条及び第11条を改め、第10条に事務局の設置及

び職員の規定を、第11条に監査委員の規定を置き、附則としまして一部を改正する規約は知事の許可のあった日以後、新たに監査委員の任期が開始する日から施行するものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 会計管理者の件で、旧ですと11条の2に管理者を置き、職員がということになっていますが、この新のほうでは組合にということになっていまして、この事務局に置くのと組合に置くというのの違いを説明していただきたいと思います。

それから、これ可決になりますと組合のほうに持っていくと思うのですが、組合のほうでは予定表を見ますと臨時会が開かれるようですが、そこでこういった会計管理者、それから監査委員が決まるのか、そこでこの組合のほうでの条例が決まるのか、そういった流れを教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 初めに、旧の規定でございますが、会計管理者の規定ということで、旧の第11条でございますが、組合に事務局を設け、職員を置く、第2項で会計管理者を置き、職員のうちから管理者が命ずるとされておりましたが、こちらが新では第9条の2に組合に会計管理者を置く、第2項で会計管理者は管理者の補助機関である職員のうちから管理者が命ずると、このような規定に変更されておりますが、この規定の順につきましては、先ほど申し上げましたとおり地方自治法の条項に準じて改正を行うものでございまして、ここでいう組合と事務局、この違いということでございましたが、まず組合につきましては、こちらは福島県市町村総合事務組合という一部事務組合でございまして、事務局につきましてはその中の事務局ということで、事務局につきましては現在6名体制で執行がされているようでございます。

次に、この規約の今後の取り扱いの流れについてのご質問でございましたが、一部事務組合の規約の改正につきましては、それぞれ加入する市町村の議会の議決が必要でございまして。当町におきましてはその議決を、先ほど申し上げましたが、議決により指定された専決事項ということで議決により指定をしていただいておりますので、長において専決処分を11月12日付でさせていただいたところでございます。

あと構成町村につきましては、この専決事項に指定されているかどうか、その辺の差によると思いますが、議決あるいは専決処分によりましてそれぞれこの規約改正につきましてご議決をいただいた後に、先ほど申し上げました附則において知事の許可のあった日以後、新たに監査委員の任期が開始する日から施行するというような流れになるかと思ひます。

なお、当該組合の役員任期はいつからどうなるのかというご質問でございましたが、これは平成30年9月5日現在ということで福島県市町村総合事務組合の役員の方々の任期でございまして、平成31年5月31日までの任期となっているようでございますので、

原則的にはこの任期が満了したときに新たな選出、改選が行われるのではないかと
ふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第6号 専決処分の報告について（専決第9号 福島県市町村総合事務組
合規約の変更について）の件を終わります。

日程第2 議案第55号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、議案第55号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更に
ついての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 議案書の3ページでございます。議案第55号 南会津地方
広域市町村圏組合規約の変更についてでございますが、当該組合では平成8年に地域医
療センターを開設し、福島県より医師1名の派遣を受け、圏域における第1次医療の補
完的な業務及び構成町村の保健、福祉事業等への支援等を実施してきたところでありま
すが、今般福島県からの医師派遣見送りを受けまして、本事業の継続が困難となってま
いりました。しかしながら、地域医療支援センター事業は今後県立南会津病院へ事業を
引き継ぎ、引き続き実施される予定となっておりますことから、当該組合規約の共同処
理する事務から地域医療支援センターに関するものを削除するよう規約の変更を行うも
のであります。

議案書の4ページ及び南会津地方広域市町村圏組合規約新旧対照表をあわせてごらん
いただきまして、南会津地方広域市町村圏整備組合規約の一部を改正する規約でござい
ますが、第3条第10号、地域医療支援センターに関するものを削り、附則としまして一
部を改正する規約は福島県知事の許可を得た上で平成31年4月1日から施行するもので
ございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これ平成8年から22年ぐらいやっているわけですが、よく広域議員
に聞くと出張旅費が足りないとか間に合わないとか何だとかって、いろいろあったわけ

ですが、そうすると今までやっていたこの地域医療支援センターというものがなくなるということは、今までやっていたものも要らなくなるという解釈でよろしいのか。と解釈をせざるを得ない。そういうようなことで、我々のこの議会で恐らく広域議員のほうに行ったことない人は、この地域医療支援センターというものがあるのかないのかそのものがわからないと私は思うのです。そういうようなことでもう少し、総務課長、この地域医療支援センターというものがどういようなものをやっていたのか、今回やらないということになればどういような、その辺わかったならば教えていただきたい。そうでないと、これがあること事態がわからないわけだから、参事兼健康福祉課長でも町民課長でも結構ですが、どういようなことやってきたのかちょっと教えていただきたい。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） それでは、私から事務の概要でございますが、まず本事業につきましては、今年度県からの医師派遣が見送りになりまして、今年度につきましては南会津病院と業務委託契約を締結しまして、南会津病院から支援を受けまして支援センターの業務を実施しております。これに伴いまして、9月の定例会において支援センターの負担金、当初予算190万4,000円の予算に対しまして半分を減額し、95万2,000円としたところでございます。来年度以降につきましては、医師の派遣が困難であるため、支援センター業務を県立南会津病院に移管、継続していただく要望をしております。10月に県の病院局より南会津病院で業務を受け継ぐ旨の回答を得ております。なお、ここ数年の本町の支援センターの利用状況でございますが、平成28年度には民間医院への支援が18回、それから町の保健事業支援に1回、昨年度につきましては民間医療への支援はございませんでした。町の保健事業支援に1件、今年度につきましては今のところ支援センターからの支援は受けておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 管理者である私からもお答えさせていただきます。

今課長が申し上げたとおりでございます。下郷町で医療支援センターの利用は、例えば医院、開業医でお医者さんが急に用事で出かけるとか、そういう場合にこの医療支援センターのお医者さんに来ていただいて診療に当たるということで、今28年に18回かという数字がありました。そういうことです。それで、特に南会津郡につきましては、下郷町は特老ホームは佐藤医院に委託していますので、特にお医者さんに委託をしていただくという施設はないのです。下郷町については、ただし、南会津町になると特養ホームだとか、西部のほうに行くと特養、そこに委託をしていますので、そのお医者さんは南会津病院に籍はありますけれども、そのお医者さんが1週間に1回とかということで支援医療をしているわけです。通常は、南会津病院に勤務して支援センターのお金をもらいながら、この広域からのお金をもらいながら診療しているということなのです。そういうことですので、ご理解いただきたいと思っております。

それで、廃止に伴いまして、この医療支援センターの負担金がなくなるということもご承知おき願います。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 議案書5ページ、議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取り扱いに準じまして職員の給与について改定をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、給料表につきましては民間給与との格差0.09%を埋めるため、若年層に重点を置き給料月額を引き上げ、また期末、勤勉手当につきましては民間の支給状況等を踏まえ、年間支給割合を0.05月分引き上げ、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。第19条、期末手当でございますが、第19条第2項の改正は年間の支給割合を均等に配分するため、6月期が100分の122.5、12月期は100分の132.5でありましたものを6月期、12月期ともに100分の127.5に改めるもので、勤勉手当の年間の支給割合100分の255に変更はございません。

第3項の改正につきましても、再任用職員に係る年間の支給割合を第2項と同様に均

等に配分するものでございます。

第20条、勤勉手当でございますが、第2項第1号は支給割合を改正するもので、6月期、12月期ともに100分の90で、年間の支給割合が100分の180でありましたものを6月期、12月期ともに100分の92.5、年間の支給割合を100分の185に改めるもので、100分の5、0.05月分でございますが、支給割合を引き上げるものであります。

同じく第2号の改正につきましても、再任用職員に係る年間の支給割合を第1号と同様に0.05月分引き上げるものであります。

附則第9項の改正でございますが、勤勉手当の支給割合の改正に伴い、55歳を超える特定職員に係る勤勉手当減額対象額に乗ずる割合を改めるものであります。

新旧対照表の2ページとなりますが、別表第1の改正は給料表の改正であります。同じく新旧対照表の3ページから4ページとなりますが、アンダーラインで表示をしておりますものが今回改正となる給料月額で、引き上げ額は1級1号給は1,500円、6級20号給が100円と若年層に重点を置いた改定となっております。

議案書の6ページにお戻りいただきまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第19条、第20条、附則第9項及び別表第1につきましては、今ほどご説明申し上げました内容で改めまして、附則でございますが、第1項は一部を改正する条例は公布の日から施行する。ただし、期末、勤勉手当の支給割合等の改正規定は平成31年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は、改正後の給料表につきましては平成30年4月1日から適用するとするものであります。

附則第3項でございますが、今12月期における勤勉手当の特例措置を定めるもので、職員については100分の90とあるのは100分の95と、再任用職員については100分の42.5とあるのは100分の47.5とするもので、100分の5、0.05月分支給割合を引き上げるものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 役場職員全体でどれだけの、総額で金額はどのぐらいなのか。

もう一つは、31年の4月1日にさかのぼって附則で払うということでございますが、4月1日にさかのぼった場合に1人の職員が最高でどれだけになるのか。

もう一つは、勤勉手当に関する特例措置というのがございまして、先ほど総務課長が55歳以上というようなことを言いましたけれども、この勤勉手当というものがちょっとどういような勤勉手当というので払うのか。この55歳以上というか、この勤勉手当というものが私もよく内容がわからないものですから、もらえない人がいるのか、この勤勉手当というものはどういようなことで出すのか、全部に出しているのか、悪いことをやった人には出さないのか、その辺だろうとは私も思うのですが、勤勉手当とはどういふうになっているのか。先ほどの55歳以上というのはどうなっているのか、これだけ教えていただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おただしのまず第1点目、今回の給与改定におきまして財源がどのぐらい必要になってくるかというようなご質問だと思いますが、今回の給与改定につきましては給料、職員手当、退職手当組合負担金、共済費等々の人件費総額でございますが、313万1,000円の所要額が生じてまいります。ただし、今回の補正につきましては、これ以外の増減の部分もでございます。例えば手当ですと支給要件が変更になって手当額が変わる等々の増減もでございますので、今回補正計上させていただいております人件費につきましては総額で112万7,000円の金額で計上となっております。

第2点目の4月1日に給料表の改定が遡及するという事で最高はどのぐらいになるのかというようなご質問だと思いますが、給料額につきましては先ほどの給料表の中で上げ幅のご説明を申し上げましたが、最大で1,500円の上げ幅でございますので、4月から来年3月までの12カ月分ということで計算をしますと、1,500円掛ける十二月で1万8,000円の増額になってまいります。

あと55歳を超える職員の関係でございますが、こちらにつきましては55歳を超える特定職員につきましては給与の抑制措置の対象となっている者でございます。55歳を超える特定職員とは、55歳を超えて給料表の6級に格付されている職員につきましては減額の措置がなされているというような内容でございます。

勤勉手当の内容につきましてのご質問ございましたが、勤勉手当につきましては、勤勉手当の計算の基礎となるのは給料月額でございます。そちらに支給割合を乗じたものが支給額となるわけでございますけれども、それにつきましては成績率等の内容が勘案されますので、また減額等々の措置もございますので、そのような形で支給される内容の手当でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第5 議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第4、議案第57号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について、日程第5、議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 議案書の10ページでございます。議案第57号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会の勧告及び県の取り扱いに準じまして期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと思います。第5条第2項、期末手当の支給割合でございますが、改正前は6月が100分の157.5、12月が100分の167.5、合わせまして年間支給割合が100分の325でありましたものを改正後は6月、12月ともに100分の165、合わせまして年間支給割合を100分の330に改めるものであります。

改正後の附則第9項でございますが、今12月期における期末手当の支給割合について100分の165とあるのは100分の172.5とする特例措置を規定するものであります。

議案書の11ページにお戻りいただきまして、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今ほどご説明申し上げました内容で第5条第2項中の支給割合を改め、附則に今12月期における期末手当に関する特例措置を加え、改正附則では施行期日等としまして一部を改正する条例は公布の日から施行し、附則第9項、今12月期における期末手当に関する特例措置の規定は、平成30年12月1日から適用するものとしてございます。

次に、議案書12ページでございます。議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議案第57号と同様に、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正をお願いするものであります。

新旧対照表の6ページをお開きいただきたいと思います。第4条、期末手当の支給割合でございますが、改正前は6月が100分の157.5、12月が100分の167.5、合わせまして年間支給割合が100分の325でありましたものを改正後は6月、12月ともに100分の165、合わせまして年間支給割合を100分の330に改めるものであります。

改正後の附則第9項でございますが、今12月期における期末手当の支給割合について

100分の165とあるのは100分の172.5とする特例措置を規定するものであります。

議案書の13ページにお戻りいただきまして、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今ほどご説明申し上げました内容で第4条中の支給割合を改め、附則に第9項としまして今12月期における期末手当に関する特例措置を加え、改正附則では施行期日等としまして一部を改正する条例は公布の日から施行し、附則第9項、今12月期における期末手当に関する特例措置の規定は、平成30年12月1日から適用するとするものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） まず、議員の報酬というものが少ない。ということは、なぜ申し上げるかという、私が昭和51年に議員になったときに6万8,000円の議員の給料であった。一般会計が約9億円。そうしますと、今は約50億円ということになると5倍にならないといけない。それが約3倍ぐらいしか上がっていない、私になってから。ですから、議員のなり手がいない。若手がいない。年金をもらわなければ議員になかなか出れないということで、今全国で議員になる人がいない。やはり私はもう少し議員の報酬を上げるべきだと、こう考えているのですが、1つ聞きたいのですが、特別職報酬等審議会というものがいつ開かれたか、この1点だけお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 特別職報酬等審議会開催状況についてのご質問でしたが、さきに農業委員会に係る大きな法改正がございました。その際には、新たな委員さん等々の報酬を審議いただくために特別職報酬等審議会を開催した経緯がございます。

（「いつだ。わかんなきや後でいいです」の声あり）

○参事兼総務課長（室井哲君） 失礼しました。その改正のあったときでございますので、平成28年かと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） この議員の報酬が安いか高いか、やっぱり特別職報酬等審議会というものを4年に1回ぐらい開いてもらって問いかけてもらう。高かったら高い、安かったら安い、やはりこういうようなものを少し出してもらわないと、議員のなり手というものがだんだんいなくなってお年寄りの老人会みたいになってきはしないかというのが私の心配する一つの考えでございますので、そのようなことを今後お願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（佐藤盛雄君） これは答弁要らないですね。

○3番（室井亜男君） いいです。

○議長（佐藤盛雄君） 2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 私も自分たちのことなので、ちょっと理解しておかなければならないと思ひまして、質問いたします。

1つは、6月と12月の支給率が同じくなったと、この理由を一つ教えていただきたい。

あとは、パーセントで私も今計算しましたが、一体上がったのか下がったのか。単純計算すると、パーセントを2で割ると100分の162.5で上がったのだなというふうにしてちょっとありがたく思っております。2つ目の質問ですけれども、基準日というのは、これは変わらないというふうに解釈してよろしいのですか。

最後にもう一つ、議員の報酬については安いとかいろいろ全国的にも話題になって、どこでどういうふうに検討するか私自身全くわかりませんが、一般的には町長の給与でいわゆる多分365日、それに対して議員はその3分の1なのか4分の1なのか、というようなことで計算している行政が多いという話も聞いております。その辺私はむしろ、これ聞かなくてもいいのか、我々議員の中での話し合いの課題にもなるのかなと思っております。ちょっとこれは質問でございませぬ。

前段の2つだけご質問いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、今ほどご質問いただきましたが、それに対するお答えの順番がちょっと逆になってしましますが、基準日については6月1日、12月1日、それぞれ変更はございませぬ。なぜ年間の支給割合が今回均等になったかというようなご質問でございませぬが、それぞれ基準日前6カ月の在職期間に応じた手当となっておりますことから、これは国におきまして6月、12月期ともに均等に配分するというような流れになって今回ご提案いたすものでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めませぬ。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めませぬ。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めませぬ。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設

定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 下郷町課設置条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第6、議案第59号 下郷町課設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) 議案書の14ページ、議案第59号 下郷町課設置条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、初めに本日お配りしました資料についてご説明を申し上げます。

さきの全員協議会においてお話のありました職員数について、左側にありますが、現在の職員数を記載してございますので、よろしくお願いたします。総務課につきましては、課長1人、補佐(1人)となっておりますが、この括弧書きは兼務をあらわしたものでございます。係でございますが、総務係は係長を含め4人、総合政策係は係長を含め5人、財政管財係は係長を含め3人の体制となっております。以下税務課から同様に記載をしてございますので、よろしくお願したいと存じます。

また、事務分掌についてでございますが、今回のお配りさせていただいております資料の点線から下の部分になりますが、新設される総合政策課、そして課名が変更となる農林課について記載をさせていただきましたので、ご了承をお願いしたいと存じます。この部分でございますが、その概要としまして現総合政策係の主な部門、企画、統計、情報、広報のうち、広報は現総務課総務係へ、企画、統計、情報の部門は新総合政策課の企画政策係へ移管し、さきにご質疑のありました公共交通機関対策に関しましては企画部門に移管することで協議が現在進められておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

それでは、議案につきましてご説明申し上げます。町行政組織につきましては、平成26年に班制から課制に全面的な改編を行い、平成28年には係の一部改編を経て現在に至っております。しかしながら、現下の社会情勢は大きく変化し、少子高齢化、人口減少社会への対応や会津縦貫南道路を初め、本町における基幹路線の整備促進とあわせ、将来を見据えたまちづくりの推進など、新たな行政需要や課題に的確に対応していかなければならないところでございます。そのため、平成29年度から各課等の懸案事項等を把握し、効率的な行政運営を図るため、町長を本部長に副町長、教育長、そして各課長等

からなる行政改革推進本部において現在の人員を念頭に置きながら、効率的、機能的な体制を目指し、検討を続けてまいり、今回ご提案するものであります。

新旧対照表の7ページをごらんいただきたいと思います。改正前でございますが、総務課は変更はございませんので、税務課から建設課までを改正後の総合政策課から建設課までに改めるものでございます。総合政策課を新設し、産業課を農林課に改めるものであります。

議案書の15ページにお戻りいただきまして、下郷町課設置条例の一部を改正する条例であります。今ほどご説明申し上げました内容で一部を改正し、附則において施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 質問させていただきます。

前回私全員協議会のときにこの職員数をお聞きしたもので、ありがたく思っています。これで平成30年度で合計人数96人、この中から何人退職される方がいるのか、また新採用を、まだ発表になっていないのかちょっとわからないのですが、来年度は何人採用する予定なのか、それがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 本年度の退職の予定者数でございますけれども、職員については、5名が定年を迎える予定となっております。あと、誠に残念なことではございましたが、在職中に本年度1名の職員が亡くなっておりますので、その分を含めて6名、あと皆様の、議会事務局のほうでございますが、今臨時でお願いをしております職員の方が1名退職の予定となっております。

あと、来年度の採用予定数でございますけれども、こちらは原則退職者補充という形で現在のところ考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 職員の定数は、条例で決まっているのが132人と、こう記憶しているのですが、間違いないかどうか。その辺だと思うのですが、それから今度は96人。そうすると、退職者というのがこういうふうにいるわけですが、そういうことで今度は新人職員を採用するわけですが、そういうようなことになった場合、今の事務での対応というものはなかなかできないから、この課の設置をせざるを得ないということになった場合に、広域消防あたりで使っている再任雇用というのがよくあります。そういうものを、1年間再任雇用というものをやはり少しは入れるべきなのかなど、私は思います。そこで、いろんなことを質問するのですが、まず今まで総務課というものは人数的に課長を含め全部で何人いたのか。総務課、今現在何人なのか。この総務課というものの中身を、

今度は総合政策課という新しい課ができるわけですが、そうすると総務課というものは今までの総務課の人数が減って総合政策課、私の聞きたいことは総務課の人数と、総務課と総合政策課で合わせてプラスになるのか、どのくらいプラスになるのか。

それから、健康福祉課というものが、今健康福祉課があるわけですが、この人数というものが幾らで、この中にまた介護保険係というものが新しくできるみたいですが、これは今の健康福祉課からプラスになるのか。

あとは、これ産業課からただ農林課に名称が変わるだけですから、これは問題はないのかなと思います。そういうようなことで、人数的に96人という人数からこれだけ退職者がいて、新たに新しい職員を採用するということにはなるのでしょうか、そういうような足りないものを臨時の職員というもので間に合わせる。今全体的に町民から言われることは、あまりにも役場が冷た過ぎると。例えば役場に来た場合に、南会津町役場は1人玄関先に案内係という者がいます。いらっしゃいませ、何か用件ですかと。こうこうこれです。では、2階のこうこう、こういうところですよ。こうこう、こういうことです。物すごく案内が一般の百貨店よりもいいということ言われているのです。下郷町は、役場の正面玄関から入った場合に挨拶もない。どこに行ってもいいのだから迷うようなことが非常にあり、こういうようなことを言われています。人数が少ないせいなのかなとは思いますが、あまりにも退職者が多い、または新しい今の高等教育、大学を受けてきて立派に教育はされているわけでしょうけれども、そういうようなことでモラルというか、礼儀というのがあまりにもなさ過ぎるのかなと、こう思いますけれども、そういうような全体的なことを一つご答弁願えたらありがたいかなと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、3番、室井議員の質問にお答えしたいと思います、町の条例の定数は120名です。132名から120名に直しているはずですよ。そういうことをご認識願いたいと思います。

それで、総務課の人数が12名ですが、先ほど総務課長が広報は残しますということですよ、総合政策係が1名減って、4名が今度総合政策課に移るという形になるかと思えます。それから、商工観光係がそのまま人数が流れるということになる課でございます。それから、室井議員がおっしゃいました再任用の関係はどうなのだというのですが、今年の退職者の意向を聞いて再任用をする考えでおりますが、本人から聞いた中身で対応していくということにしていきたいと思えます。

それから、受付、これはどこの自治体に行ってもそういう総合案内とか受付係とかということがございますので、その辺がこのトータル的な人数でできるかどうかということも再検討させていただきたい。町民の皆さんに迷惑をかけないような考えでやるにはどのようにするのかということも行政改革の中で検討していただくということもやはり必要ではないかと。課の設置条例ばかりではなくてそういう係も必要ではないかと、こう思っていますし、それから介護保険の係は今やっている介護係がずっと行くと、ですから人数は変わらないと思えます。農林課についても農政係と農林係も変わらないで人

数がそのまま行くということになりますと、現体制の96プラス何名かと。ただ、その何名かというのは退職する人が5名で、あと残念ながら亡くなられた方が1名ですから、6名になるわけです。そうしますと、今地域包括センターでお手伝いしていただく方にかわる人を雇用すること、これは採用することはやらなくてはならないと。今社会福祉協議会と契約結んで、契約年数が切れますので、ようやく応募していただきましたので、そのような形で考えております。

それから、保育士は、退職すれば必ず補充が必要ですので、その補充について採らなくてはならないということです。これは、ゼロ歳児の、1歳未満の方も湯野上保育所で保育を行うようになってきましたので、どうしても人数的に余裕がないという形で、その2人は必ず採用しないと業務に支障が出てくると。そのほかは退職者の人数で、私が就任したときは98プラス3だったのです。年間雇用者が3名だったので、その辺が98名ぐらいがあればではないかなとは考えておりますけれども、予算的に人件費の総額予算も全く30年の予算と25年の予算が同じなのです。8億2,500万円ぐらい。30年が8億2,000万円ちょっとの数字ですが、そのぐらいの数字で推移していくことが財政的にも安定してきているのかなと感じますので、その辺は財政の問題、それから住民サービスの問題、そして必ず置かなければならない職員を置きながら地域の振興のためにやっていくということにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ありがとうございます。先ほど玄関を入れていった場合の道案内というものは、役場職員の退職者が相当いるわけですから、1カ月のうちに2日ぐらいボランティアでひとつ観光案内やっただけませんかというものを募るというのも一つの方法ではないだろうか。相当うちの中で暇潰している人もいるみたいですので、そういうようなことも少し頭の中に一つ取り入れていただければいいのではないだろうか。このようにも思いますので、ボランティアというようなものも、何日もではなく2日ぐらいひとつ協力、1カ月ぐらいできませんかというようなことができるかどうか。そのようなことで、もう一度頭の中で考えていただきますようお願いいたします。

あとは、広域消防で新人の職員を採用しても、消防学校に行って訓練をしなければならぬから使い物にならない、救急車の運転もできないというようなことで、再任雇用というものを前からやっているのですが、そういうような、今回退職者5名、または臨時というようなことがあるわけですから、再任雇用を1年ぐらいやっぱりは使うべきではないだろうかと思っておりますので、もう一度ひとつこのようなことを考えていただきますようお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（佐藤盛雄君） 3番議員、これは要望でよろしいですか。

○3番（室井亜男君） はい、結構です。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） ちょっと町長さんをお願いしたいと思いますけれども、今回の行政組織の改革、その最重点、それがあろうと思うのですけれども、それをどこに置いておるのか。よくプラン・ドゥー・シーという言葉がございます。その後反省をして、うまく

いかないから今度アクションを起こすということになっておりますけれども、町長さんのその辺のお考えはどこになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤勤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今の国が進めております地方版総合戦略ということがございます。これは、安倍内閣が続く限りやっていくということです、今現在も安倍内閣ですので。そうした中で国が定める基本目標、この関係をしっかりとこの地域の特性と合わせて進めていくということが我々の責任ですし、国が今申し上げているところです。そうした特性を踏まえて地方の人口ビジョン、それから地方版の総合戦略を策定して、それに向かって、目標に向かって実現していきたいということでございます。人口減少、超高齢化時代というものを、このピンチを安倍内閣がチャンスに捉えて地方戦略をやりなさいと、地方創生をやりなさいということを言っている。ですから、地方創生は町の形づくりを進めると、それから次の時代へ引き継いでいくことは我々世代の責任でもあるというようなことから、活力ある地域づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、その辺をご理解いただいてご承認いただければと、こう思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） いい考えだと思いますので、進めていただければなと、そのように思っております。

私の質問を終わります。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） まず、この各係のお仕事をそのままそれぞれに持っていくのだろうと思いますが、ここでは総務課の総合政策係の企画、統計、情報を総合政策課にと、それから総合交通のほうも総合政策課のほうに仕事として請け負ってもらおうということですが、ここでいう企画というのを、例えば今佐藤議員が私の前に質問して町長がお答えした地方版総合戦略をつくるということになると、この総合政策課の企画政策係でつくるのかどうか。

（「できている」の声あり）

○8番（猪股謙喜君） できているのですか。それ質問します。私の質問に対して答えてください。これ議会広報に載せるかどうかというのがありますので、ここでのただの立ち話では終わらせることはできませんので、まずそういうお仕事ですね。

それと、財政と管財と仕事を明確化すると全協の中でもありましたが、湯田健二議員さんからの全協の中の質問で、山林等の管理、境界の明確化を急ぐべきだという湯田健二議員からの意見がありました。そういった部分でやっていくのに財政管財係、これを分けてしまうと作業に対して現地調査等の職員の人数の確保が難しくなるのではないのか。逆に一緒に財政管財係で、それぞれの仕事を持っていますけれども、境界の確定等、そういった作業なんかは一丸となって財政管財係でそのままやっていったほうが人的にはやりくりが楽なのでないのかなと思うのですが、いかがですか。

それと、新しい課をつくるということは、課長が1人できるということですが、それに対する職員の給与は年間、給与プラス手当、そういったものを含めて、保険等も含めて幾らぐらいになるのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） まず、今ほどのご質問第1点目でございますが、総合戦略、こちらにつきましては28年の3月に策定がなされてございます。これに基づきまして今さまざまな施策が実施されているところでございますので、先ほどご説明申し上げましたとおり、人口減少社会、少子高齢化、あるいは道路網の整備、これらとあわせてさらなるまちづくりを推進していくというような趣旨でございます。

あと給与の関係、新しい管理職が1人増えればその分給料に、人件費関係はどのようなのかというようなご質問でございましたが、新しい管理職が増えれば管理職に対して管理職手当というものが、人件費ベースですと管理職手当がまず考えられます。管理職手当につきましては、各課長等であれば給料月額10%、こちらが管理職手当として現在支給されておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

（「課長の給与は幾らか。人件費、課長1人分幾らかという話だよ。

手当の話じゃないよ。手当も含めてと言ったじゃない」の声あり）

○参事兼総務課長（室井哲君） 課長1人当たりの給料、手当、その他共済等々の人件費を含めて、全て総額で幾らかというようなご質問でございますが、その辺に関しましては、大変申しわけございません。今手元に資料を持ち合わせておりませんので、少し時間をいただきたいと思っております。

次に、なぜ財政管財係を財政係、管財係に分離するのかというようなご質問でございましたが、これにつきましては山林も含めまして現在町有の財産の管理につきましては財政管財係が担当してございます。しかしながら、以前ご説明を申し上げましたが、公共施設等総合管理計画など財産管理、これは管理計画の策定は終わっておりますが、今度はそれに基づいた管理という面でございますけれども、それら等々含めまして財産管理に係るウェートが増す一方、現在の財政管財係、こちらは財政係、町の財政運営、予算編成等も現在担当してございます。そのことから現在財政部門に係る業務を優先せざるを得ない体制となっておりますので、大切な町有財産を適切に管理し、つつがなく次世代へ引き継いでいくためにも財政係、管財係を分離しまして事務の明確化を図りたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

（「早く調べてよ、給料。再質問できないでしょう。質問に全部答えていないから再質問できないです」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） ただいまより休憩します。再開は11時25分とします。（午前11時13分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午前11時25分）

答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 大変申しわけございませんでした。

先ほどのご質問でございますが、管理職に要する人件費総額でというようなご質問だったかと思いますが、それでよろしかったでしょうか。

（「はい」の声あり）

○参事兼総務課長（室井哲君） これは、まず管理職の年代的なもの、何歳で管理職につくかとか、そういった等々の細かい差異はございますけれども、これはおおよそでございますが、管理職1人当たりにかかる年間の人件費の所要額でございますけれども、給料、手当、共済の負担金、退職手当組合の負担金等々含めまして人件費と呼ばれるものでございますが、これらにつきましては約990万円。こちらは、負担金として支出してある分もございますので、これが全て職員に支給されているというものではございませんので、なおあわせてご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、再質問いたします。

まず、総合政策課の企画という部分、新しい部署にあるところに企画というものが移動すると、新しいところに移動するということですが、何をやるのかということ、仕事、この企画という部分。今まで何をやってきたのかでもいいですけども、移動させるので、わざわざ持っていくのしょうから、それなりのお仕事はあるのしょうから、今までやってきたこと、それから例えば新しい課ができて、そこでの新しい仕事があるはずですから、これ教えてください。課設置条例をつくらないと係以降は教えられないとか云々とかってありますけれども、やはり我々議会としては役場職員がどういう仕事をやって、どういう仕事を持っていくのかとか動かすのかというのは町政を判断する上でも大変必要なことであります。できれば本当は組織図の人数だけではなくて、それぞれ持っているお仕事、この人は何をやっているのかと、この係ではどういう仕事をやって何人でやっているのかと、そのぐらいの資料を欲しかったのです、本当は。こんな人数書いたら何の仕事やっているのかわからないです。だから、出さないのだからしょうがないんですけども、この企画、今やっているものと新しく移動するもの、総合戦略というのが28年にできたということなので、大分仕事量は減ったのかなというような気はします。では、新しい企画ではどんなことをやるのか、30年にはどんなことをやってきたのかお尋ねします。

給与、人件費990万円、おおよそ、大体このぐらいでしょうと、年齢によっては変わりますよと。場合によってはこれ1,000万円超えるわけですが、年齢が上がれば。退職間際になれば。町長がさきの答弁で人件費の総額を変えないように組織を維持していきたいというふうに答弁で答えましたが、新しい課をつくって課長を設けるということは、900万円以上かかるということです。今まで係長だったとか課長補佐だったという部分であればその差額というふうにはなるのではありまじょうが、とにかく新しい課には課長とい

うのが置かれるわけですから。人件費の総額を変えないようにと、なおかつ再任用も考えているということであれば、課長クラスで再任用受ければ3分の2とか4分の3とかそのぐらいになるのですか。それであればやはり新採用でいったほうが、職員の人件費ということと将来性を見込めば新採用という部分もないと、新採用のほうに重きを置くべきなのかなというような気がします。そこら辺、ちょっと答えと組織との、人件費を見ただけでもちょっと町長の考えでは総額を抑えていきたい、でも課をつくと990万円に、課長職が1つ増えるわけですから、それなりの人件費がかかるということです。何かちょっと矛盾しているのではないですか、そこら辺は。どうでしょう。

それから、管財のほう、建物をリストアップして、それを保存するか壊すか等の計画等も管財のお仕事になるのかなということですが、やはり新しい、総合的に、私3つに分けて質問しましたけれども、こういうふうに課を新設するよりはやはり総務課自体の人員配置の見直し、それと企画、まず企画という話を聞いてから質問します。とりあえずこれで一度お答えをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 現在企画部門でどのような仕事をやっているかというようなご質問でございますが、先ほどご質問いただきました総合戦略、こちらについては先ほどお答えしましたように企画のほうで担当して策定したものでございます。あと、町の第5次振興計画、これは今現在動いているところですが、振興計画の策定等々につきましても企画部門で担当しているものでございます。そのほかあと企画部門で担当しておりますことは、今年度の事業ですと携帯電話等のエリア整備事業、あるいはこれは総合政策係となって企画部門とはちょっと外れますが、町ホームページの維持管理につきましては、これは広報のほうで担当しておりますので、あとは情報系の電算系、システム関係、そちらも現在企画部門で担当してございます。なお、企画部門の大きな柱でございまして、今ほどご説明申し上げましたとおり、町の総合開発計画に関することと、ふるさと納税、統計等々の業務を現在担当しているところでございます。

新しい総合政策課になった場合、その企画部門の仕事がどうなるかということでございますけれども、こちらにつきましては先ほどご説明申し上げましたとおり現在の総合政策係、こちらで担当しております広報部門は現在の総務課総務係のほうに移管する予定で考えておりますので、現在の総合政策係以外の総合政策係が担任している事務につきましては新たな課、総合政策課の地域政策係、そちらで担任することになるかと思っております。企画部門につきましては以上でございます。

次に、新たな課を設置すれば当然そこで先ほど申し上げました課長職の人件費ベース、この分の負担が増すのではないかとございまして、先ほど議員からもお話ございましたとおり、新たに現在いない職員を管理職に充てるとしますと、それに対する所要額は900万円程度発生してまいります。現在の課長補佐職等々から管理職につくということであれば、従来の課長補佐職との給料の差、これにつきましては先ほどご説明

申し上げましたが、管理職手当で10%人件費が増額になるものと考えてございますが、そこにつきましては今回ご説明申し上げましているとおおり、今回の設置の目的からご理解をいただきたいと思ひます。

大変申しわけございませぬ。それと、先ほどのご質問でございませぬが、再任用の關係でご質問をいただいておりますが、再任用につきましては先ほど町長からご説明がありましたとおおり、再任用につきましては雇用と年金の接続の關係等々の問題もございませぬ。再任用に係る職員に係る給与についてでございませぬが、先ほど職員の給与に関する条例の一部改正で給料表の改正がございませぬが、その給料表の一番下に再任用職員という欄がございませぬ。1級につきましては19万1,700円、2級につきましては22万円、これは再任用職員がどの職で採用されるかによってこの給料額、職の格付は変わってまいります、再任用に係る職員に対する経費としましてはそのような形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、再質問の答弁漏れはありませぬか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 町長さん、答弁漏れというか、人件費の総額変えないよゆうにということと、そういった新しい課をつくるということにおいての部分、私はその部分まだ答えてもらっていないので、お願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めませぬ。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、人件費の総体的な予算、あるいは職員の人数です。人件費のトータル的な予算は、人数だとか、それから人数の中でも60歳近い人が多ければ多くなるほど高くなっていくのは事実なのです。新しい人が入ればそれなりに安くなるのですけれども、要するに今は96プラス1の人員なのです。ですから、98人ぐらいが我々の町の、私のほうの町の数でいくと25年ベース、98、これをやっぱり崩さないでいくことが給与の総体的な金額は変わっていかないと、こう思っています。ですから、今回も人数的なのが入っていましたけれども、その人数プラス・マイナス、要するに退職者数と、それから入ってくる人と、先ほども言った地域包括センターの人は必ず入れなければならない、保育士は退職すれば雇用しなければならないということは当然ですので、その辺の数で多少30年と31年度の違ひは出てこようかと思ひますけれども、人件費は。25年の8億5,700万円ぐらいのベースは変わらないでいくのではないかと。30年は8億2,400万円でしたので、その辺の人件費で予算が確保されれば、課については人数を抑えていくわけですから、予算の抑制はできる。抑制というか、多少の人件費アップ、人勧によってアップするという事はありますから、そういうことで議員がおっしゃるよゆうに予算の範囲内で実行することはできると、こう思っています。

それから、再任用關係は、これは国の準則、あるいは国の指導によって必ず意向をとりなさいということになっておりますので、その調査をした結果出てくるものでございませぬ。出てこなければ再任用はしない考えでございましたけれども、これは各自自治体で意向調査をとりなさいと国からの指導です。県からの指導です。ですから、意向調査をと

って、そして再任用の希望があれば再任用していくという考えでございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） では、再々質問、最後の質問をさせていただきます。

企画の仕事が総合政策課の中で商工観光と一緒に業務をするということになるわけですが、この新しい組織図の中では、そうすると、総務課は何をやる場所なのかということにならないですか。こういった下郷町の振興計画とか、それから総合戦略とかを実現するためにさまざまな計画を練って実行するわけですが、それは、総合政策課で計画するのかということになるのですか。そうであれば、ちょっと総務課というのが何のためにあるのか。町の全ての部分で考えなければならないのが総務課なわけですから、計画だけ総合政策課で立てられて、総務課はそれに倣って、あとは計画に基づいて各課で実行していくというふうになるわけですが、そのもとになる計画をこの総合政策課の企画政策係で立てるのであれば、総務課はほとんど要らなくなってしまいますよね。違いますか。地方振興のこと、広域行政のこと。ふるさと納税は税務課に移管してもいいのかなというような気はしますけれども、普通対外的に総務課というのはやっぱり行政の中の中心で、町長の直属で一番近いところにあって、町長の補佐、町長の公約実現のために動くところが総務課であるというふうによそでは、うちの町でもそうでしょうけれども、普通はそういうふうを考えるわけですが、下郷の場合はそういった実行の前の計画を立てることを企画、総合政策課で行うということになるわけですね。そういう考え方でいいのでしょうか。

それから、もう一つ質問します。再任用の件は法律で、希望者があれば優先的に雇用するという考え方でよろしいのかどうか、それをお尋ねします。

以上。2つお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 総務課がどういう仕事をするのかという質問なのですか。これ今聞いたところによりますと、総務課というのはまず町の役場の総務的なことを、それをやるわけですから、最初は文書だとか人事だとか、これが基本。それから財政、これが総務課の事務分掌の中では大切なものです。人事管理、文書管理、それから財政、あらゆる渉外関係を総務課が窓口でやっています。例えば日程調整だとか、そういうことをやるのが総務課の役目としてあるわけですが、各自治体、県内というわけにいかない、会津というわけにいかないの、南会津町、只見町、檜枝岐は人口が少ないので、いろいろなことをやっていますが、例えば只見町なんかは建設と農林を一緒にしたりしています。そして、政策係は別個に課をつくっている。あるいは、総務と税務を一緒にして、2つ目の課としては観光課というのを正確につくっているというところもございます。そんなことで、総務課については人事管理、それから文書管理、それから財源、それから大切な財産管理もあります。こういうものを、町の総体的なものを総務課としてやってい

ただくと、これが重要でございます。企画部門になると、政策的に政策をどうするのかということと、そういうものを振興させていくために要するに政策部門をみんな設けている、各町村とも。ほかの町村のまねするわけではない。だけれども、その企画を推進するためにはいろいろな人の意見を聞きながら、第6次振興計画も来年、31年からは計画していかななくてはならないという形になりますから、非常に仕事の進め方としては別個にしていったほうが進めやすいと、こう私は考えております。ですから、企画と商工観光係を一緒にして企画の部門と観光の部門を振興させていく、それが総合政策課だと。総務は人事管理、文書管理、財政、そして財産管理、こういうものを仕事として分けていくことが一番いいのではないかと私は思っていますので、ご理解いただければと思います。

再雇用の考えは、国、県の準則に従ってやっぱり調査しなければならないということですので、調査した結果希望が出ましたので、それはやっぱり希望が出た以上は再任用についてはやっていくという考えでございます。ご理解願います。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、反対討論を述べます。

町長さんは、やはり昔でいう企画観光というところにいらっしゃったので、そういった総合的なのは企画観光でというような部分もあったのかなと思いますが、やはり総務課内に政策部門がないと、総務課に政策部門は持つべきだろうと思います。ですから、こういった総合政策課を新たに設けるといっても総務課内に総合政策係を設け、あとは現状のまま、なおかつ商工観光で人員を手厚くするといった部分のほうが私はすっきりしていいのではないのかなと思いますので、この新しい下郷町課設置条例の一部を改正する条例の設定については反対をしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） では、賛成討論させていただきますが、先般我々は研修に行っていました。そこで説明した担当課長、係長は全て総務課ではないのです。企画調整課とか政策調整課とか、そういうところの課長なのです。これは、今国に準じてまち・ひと・しごとづくりですか、そういうものについて必死になって10年後、20年後のまちを、人口減少防止をどうするか、Iターン、Uターンどうするか、全てやっているのです。これは別個のやつなのです。そういう中で、我々のときにも企画会議ってございました、総務課長中心で。各課のいろんな問題点等を協議した時期もありました。そういう中で、町民課、産業課一本ではなくて、やはり横断的に国の施策、町の振興計画に沿って私はやるべきだと思うのです。その中で、やはり財政はその都度その都度、間もなく始まる

と思いますが、予算編成でやっとなに合わせるというのが実情の中で、果たして総務課の中でこういうものが、大きいビジョンが立てられるのかというのがございます。そう中で私は必要ではないかなと。一方、企業に振り向けてみますと、日立、日産、全てそうなのですが、今まではいろんな部門で縦割りだったのです。もうかっている部門はもうかっているのだけれども、もうかっていない部門はもうかっていないので、優秀な人は集まっているのですが、それではだめだということで、横断的にやっているのが今企業がもうかっている証拠なのです。そういう場合に我々も考えて、やはり少しでも企業に置きかえて考えて町民サービスをやらなければ、私は変えなくてはならないのではないかと、そういう観点からぜひこの課を設置して、職員が一丸となってそれに向かっていくということが大事ではないかと思っておりますので、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） これで討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（何事か声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 暫時休議します。（午前 11 時 57 分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午前 11 時 58 分）

反対討論がありましたので、本案につきましては起立採決で行います。

これから議案第59号 下郷町課設置条例の一部を改正する条例の設定の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長（佐藤盛雄君） 起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。再開は1時といたします。（午前 11 時 59 分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午後 1 時 00 分）

日程第 7 議案第 60 号 平成 30 年度下郷町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 8 議案第 61 号 平成 30 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 62 号 平成 30 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 63 号 平成 30 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 1 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第 7、議案第 60 号 平成 30 年度下郷町一般会計補正予算（第 5 号）、日程第 8、議案第 61 号 平成 30 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 9、議案第 62 号 平成 30 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 10、議案第 63 号 平成 30 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 11、議案第 64 号 平成 30 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の 5 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第 60 号につきましては総務課長、室井哲君、議案第 61 号につきましては町民課長、渡部善一君、議案第 62 号につきましては健康福祉課長、星修二君、議案第 63 号及び議案第 64 号につきましては建設課長、渡部芳夫君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、議案書の 16 ページでございます。議案第 60 号 平成 30 年度下郷町一般会計補正予算（第 5 号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 778 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 50 億 6,538 万 9,000 円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、24 ページをお開きいただきまして、町税の固定資産税滞納繰越分につきましては、収入見込み額の増により 138 万 2,000 円増額し、また使用料及び手数料の教育費使用料につきましては、パークゴルフ場の町外利用者数が増加したことから、公園使用料を 31 万円増額し、農林水産業費使用料につきましては、当初見込んでいた利用者数に達しなかったことからラウベ使用料を 370 万円減額するものであります。

国庫支出金でございますが、民生費国庫負担金では、再算定により国民健康保険税の軽減措置に係る保険基盤安定負担金を 33 万 3,000 円減額し、25 ページとなりますが、民生費国庫補助金では、障害者福祉制度改正に伴うシステム改修の追加対応分に係る障害者総合支援事業費補助金を 10 万 8,000 円増額し、教育費国庫補助金では、町内小中学校の冷房設備整備に係る冷房設備対応臨時特例交付金を 3,513 万 6,000 円計上し、また中山風穴地特殊植物群落整備事業の事業完了により、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業を 100 万円減額するものであります。

県支出金につきましては、民生費県負担金では、民生費国庫負担金と同様、再算定により国民健康保険税の軽減措置に係る国民健康保険基盤安定負担金を 94 万 4,000 円減額し、総務費県補助金では額の確定により市町村バス運行費県補助金を 27 万 7,000 円増額し、また民生費県補助金の地域包括システム構築推進事業補助金 91 万 7,000 円につきましては、補助採択を受け、今回補正計上するものであります。

26ページとなりますが、同じく県支出金、農林水産業費県補助金の県単林道事業補助金につきましては、当初予算計上しておりました2路線のうち1路線が補助採択とならなかったため、342万5,000円を減額し、カジノナガキクイムシ駆除事業補助金につきましては事業完了により39万4,000円減額するものであります。

寄附金につきましては、一般寄附金として3万円、教育費寄附金として10万円それぞれご厚意をいただきましたことから補正計上するものであります。

繰入金のふるさと創生基金繰入金及び過疎対策基金繰入金につきましては、充当事業の事業費確定により、教育施設整備基金繰入金につきましては、充当事業の事業費の確定及び先ほどご説明申し上げました冷房設備対応臨時特例交付金の補助対象外となる設計委託料に充当するため、それぞれ補正計上するものであります。

27ページとなりますが、諸収入の過年度収入につきましては、児童手当国庫負担金の追加交付分148万4,000円を計上し、雑入につきましては事業完了、見込み額の精査等によりそれぞれ補正するものであります。

町債の公共事業等債につきましては、農村集落基盤再編・整備事業の額の確定により240万円減額し、学校教育施設等整備事業債7,020万円につきましては、町内小中学校の冷房設備、整備に係る地方負担分を措置するものであります。

28ページからとなりますが、歳出の主なものでございますが、給料、手当、共済費等の人件費につきましては、給与改定などに係る所要額を計上したものであります。

28ページの総務費の文書広報費では、防災無線個別受信機の追加購入費用として備品購入費84万3,000円を計上し、29ページとなりますが、交通対策費では額の確定により地方路線バス運行委託料を303万円、諸費では児童手当に係る過年度償還金148万5,000円をそれぞれ増額するもので、ふるさと創生事業費につきましては海の子山の子アドベンチャー交流事業の事業完了に伴い、それぞれ減額計上するものであります。

31ページとなりますが、民生費、老人福祉費の報償費、需用費及び備品購入費につきましては、歳入でご説明申し上げました地域包括システム構築推進事業補助金を充当し、生活支援サービス等支援モデル事業を実施するための費用を計上したものであります。

32ページとなりますが、同じく民生費、障害者福祉費では、こちらも歳入でご説明申し上げました障害者福祉制度改正に伴うシステム改修委託料21万7,000円を計上し、児童福祉総務費の報償費につきましては、額の確定により47万8,000円を減額、扶助費につきましては見込み額の精査により37万円の増額をお願いするもので、児童措置費の償還金につきましては、多子世帯保育料に係る税の更正に伴う過年度還付金を計上するものであります。

34ページになりますが、衛生費の保健事業費につきましては事業完了により委託料を154万2,000円減額し、母子衛生費につきましては、見込み額の精査により扶助費を23万8,000円増額するものであります。

35ページとなりますが、農林水産業費の農業振興費、農用地利用集積推進事業補助金、農地費、農業集落基盤再編・整備事業負担金につきましては、額の確定などによりそれぞれ補正するもので、同じく農地費では、町内の未給水地域において生活の基盤となる

安全、安心な飲料水の安定的な確保を図ることを目的に、生活飲料水確保対策事業を新たに実施するため、同事業に係る補助金150万円を計上するものであります。

36ページとなりますが、治山林道費の委託料及び工事請負費につきましては、額の確定によりそれぞれ補正計上するものであります。

37ページとなりますが、土木費の道路維持費につきましては、見込み額の精査により町道維持補修人夫賃金を45万円増額し、消耗品費につきましては除雪ドーザーのタイヤが経年等により劣化し、早急に交換する必要が生じたことから、その経費を本科目で対応しているため、今後の見込み額を精査し、110万9,000円の増額をお願いするものであります。

39ページとなりますが、教育費、小学校費の学校管理費では、今夏の猛暑時にプールの水温を下げるため、例年以上に水を使用したことなどから光熱水費を72万2,000円増額し、役務費の建築設備定期報告手数料につきましては、事業完了により10万7,000円を減額するもので、また小学校エアコン取り付け工事に係る事業費として、設計業務委託料、監理業務委託料及び工事請負費、合わせて8,024万4,000円を計上し、檜原小学校普通教室床改修工事、旭田小学校高圧ケーブル交換工事につきましては、事業完了により合わせて164万9,000円を減額計上するものであります。

同じく小学校費の教育振興費では、檜原小学校において特別支援教育支援員を1名増員していることから、社会保険料及び賃金をそれぞれ増額し、備品購入費の児童図書7万5,000円につきましては、歳入でご説明申し上げました教育費寄附金10万円を寄附者のご意向に沿い、町内小中学校に各2万5,000円を学校図書充実のため配当するものであります。

40ページとなりますが、中学校費の学校管理費では、小学校費と同様にエアコン取り付け工事に係る事業費として設計業務委託料、監理業務委託料及び工事請負費、合わせて3,585万3,000円を計上し、下郷中学校グラウンド鉄棒更新工事につきましては、事業完了により2万6,000円を減額計上するものであります。

同じく学校管理費の備品購入費30万1,000円につきましては、故障によりジェットヒーター1台を更新するための費用を計上し、教育振興費の備品購入費では、小学校費と同様、学校図書充実のため2万5,000円を計上するものであります。

41ページとなりますが、社会教育費、文化財整備費の中山風穴地特殊植物群落整備事業でございますが、歳入でご説明申し上げましたとおり事業完了により200万円を減額するもので、田沼文蔵記念館管理費の謝礼金7万5,000円につきましては、去る10月に福島県文化センターにおいて開催されました齋藤勝正日本画展におきまして、同氏から本町の蛇行する大川を俯瞰的に描いた、作品名「冬の旅（福島・会津へ）」を本町にご寄贈いただき、その御礼につきましてはご本人のご厚意により額縁代相当とさせていただくものであります。

保健体育費につきましては、事業完了によりそれぞれ減額するもので、予備費により収支の調整を図るものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 町民課長、渡部善一君。

○町民課長（渡部善一君） それでは、議案書の43ページをお開きいただきたいと思います。

議案第61号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億963万9,000円とするものでございます。

次に、49ページをお開きいただきたいと思います。2の歳入についてご説明いたします。5款繰入金、1目一般会計繰入金でございしますが、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）及び2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、保険税軽減の対象者の減により103万6,000円、66万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。同じく3節職員給与費等繰入金につきましては、職員の給与改定により17万9,000円を増額するものでございます。同じく5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、算定係数の確定による再算定により55万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、50ページをお開きいただきたいと思います。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございしますが、これは職員の給与改定により17万9,000円を増額するものでございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、同じく2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、さらに51ページの3項介護納付金分、1目介護納付金につきましては、一般会計繰入金の補正による財源内訳の補正で、予算額に変更はございません。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、7目その他償還金につきましては、平成29年度に超過交付されました療養給付費負担金及び特定健康診査負担金を過年度精算により国、県に返還する額としまして1,798万7,000円を増額するものでございます。

次に、8款予備費につきましては、財源調整により1,913万5,000円を減額するものでございます。

以上、下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたしました。なお、今回の補正予算につきましては、去る12月3日開催の第3回下郷町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいておりますので、申し添えて説明とさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） それでは、議案書の52ページをごらんください。議案第62号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,414万2,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたします。61ページをごらんください。給料、職員手当等、共済費、一般退職手当組合負担金等につきましては、給与の改定等によるものでござい

ますので、説明を省略させていただきます。

初めに、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型サービス費につきましては、給付見込み等の再算定によりまして1,000万円を増額し、その下の5目施設介護サービス給付費につきましては、同じく給付見込みの再算定によりまして1,042万円の減額計上でございます。

次のページ、62ページをごらんください。同じく2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、5目介護予防福祉用具購入費につきましては、給付見込みの再算定によりまして20万円の増額、同じくその下の7目、介護予防サービス費、サービス計画給付費につきましても22万円の増額計上でございます。

次に、63ページになります。一番下になりますが、8款新予防給付費、1項介護サービス等諸費、1目要支援サービス計画給付費につきましては、後ほど歳入において説明しますが、介護予防支援計画作成収入を充てるとしておりますので、給料、共済費、委託料、合わせて22万円の増額計上でございます。

次に、64ページになりますが、10款の予備費であります、財源調整によりまして9,000円の減額計上となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。58ページからになります。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付負担金であります、これはサービス給付費の居宅分と施設分の増減によりまして、52万1,000円を増額計上するものでございます。

次に、同じく国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、歳出における介護予防・日常生活支援総合事業費の増額に伴いまして1万6,000円を増額計上したものでございます。

その下の4目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）につきましても、歳出におきます本事業の事業費の減額に伴いまして5,000円を減額計上したものでございます。

一番下の4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金につきましては、歳入におきます介護予防・日常生活支援総合事業費の増額に伴いまして1万7,000円を増額計上したものでございます。

次に、59ページをごらんください。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、これにつきましてはサービス給付費の居宅分と施設分の増減によりまして52万1,000円を減額計上したものでございます。

次に、同じく5款県支出金、2項県補助金、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、歳出における介護予防・日常生活支援総合事業費の増額に伴いまして8,000円の増額計上でございます。

次に、その下の4目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）につきましては、同じく歳出における介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業費の減額によりまして2,000円を減額したものでございます。

次に、一番下の7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）であります、歳出における介護予防・日常生活支援総合

事業費の増額に伴いまして8,000円を増額計上したものでございます。

次に、60ページになります。同じく繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）につきましては、歳出におきまず介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業費の減額に伴いまして2,000円を減額計上したものでございます。

その下の5目につきましては一般会計繰入金であります。給与の改定に伴います対象事業の減額により、2万2,000円を減額するものでございます。

一番下の10款サービス収入、1項介護予防支援計画作成収入、1目介護予防支援計画作成収入につきましては、今後見込みの再算定によりまして22万円を増額計上しております。なお、本事業の収入につきましては、先ほど歳出でもご説明いたしましたが、歳出の8款新予防給付費、1項介護サービス等諸費、1目要支援サービス計画給付費の給料、共済費、委託料に充てております。

以上が介護保険特別会計補正予算の内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 議案書65ページお願いします。議案第63号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額2億290万4,000円に変更はないものといたします。

69ページお願いします。歳出でございます。1款1目簡易水道費、2、3、4、19節でございますが、総額11万4,000円、これにつきましては給与改定に伴う諸費用の計上でございます。この11万4,000円の増額に伴いまして、下の3款予備費で11万4,000円で調整をしております。

次に、70ページお願いします。議案第64号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳出予算の総額2,921万7,000円に変更はないものといたします。

74ページをお願いします。歳出でございます。1款1目農業集落排水費、2、3、4、19節の3万円の計上につきましては、職員給与改定に伴う諸費用の計上でございます。

その下の3款予備費3万円の減額につきましては、調整額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 1点だけ質問させていただきます。

今回エアコン設置ということで予算が上がっておりますけれども、各学校に対しての台数がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 1番、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

各学校のエアコンの設置台数、予定数ですが、旭田小学校につきましては予算上で

10台、江川小学校につきましては9台、檜原小学校につきましては13台、下郷中学校におきましては14台の予定となっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 私もエアコンに関することを質問します。

このエアコン設置なのですが、エアコンは冷房だけなものなのか、暖房も入るものなのか1点。

それと、工事請負費の中にエアコンをこれだけの台数を設置するとなると電圧関係が大変苦しくなると思うので、その電圧関係、電気関係のほうの工事費もこの工事請負費の中に入っているのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 今ほど6番議員の小椋議員からの質問ですが、冷暖房を備えていますかということですが、今回のエアコンは冷房と暖房を兼ね備えております。

それから、電圧につきましては200ボルトということで統一されておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） ページでいいますと39ページになりますか、それで細かい点は質問しない、したいところですが、制約が町のほうであるでしょうから、その辺は避けまして、次の事柄についてお願ひしたいと思います。

先ほども質問がありましたけれども、私はエアコンの設計、この設計はいつごろ仕上がって、それからその取り付け工事はいつごろ取り付けられるのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 7番の佐藤議員の質問にお答えします。

この予算のほうが成立しましたらば、すぐに設計のほうを発注したいと思っております。工事発注につきましては、設計でき次第、3月下旬から4月にかけてをめぐりに発注していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（「取り付け工事」の声あり）

○教育次長（只浦孝行君） 今ほどのご質問ですが、いつごろ取り付けということですが、少なくとも6月下旬ごろ、夏休みごろまでに設置したいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 24ページ、教育使用料、新年度で63万4,000円、補正が31万円、倍ぐらいですけれども、これ先ほどパークゴルフと私聞いたような気がするのですが、ちょっと説明お願ひします。

それから、ラウベ使用料が370万円減額されていますけれども、30棟あるうち今現在何棟あいているのか。今後どうするのか。冬やめるということだったが、この辺説明お願いします。

それから、29ページのふるさと創生事業で海の子山の子アドベンチャー、26万5,000円、完了であるということで減額をしているのですが、今年は海の子山の子アドベンチャーはどのぐらいの子供たちが来たのか。人数をわかれば教えていただけますようお願いを申し上げます。

それから、35ページの下郷町生活飲料水確保対策事業補助金150万円と、こう出ているのですが、どこの飲料水だったのか、明確にひとつお願いを申し上げます。

それから、36ページの工事請負費で林道改良工事の582万円、これ減額をされて、先ほど交付金がつかなかったから1路線ができなかったということだと思のですが、どこだったのか。名称がわからなかったものですから、名称を教えてくださいましたようお願いを申し上げます。

最後になりますが、建設課長、農業集落排水で総額は変わりはないというようなことですが、集落排水が何戸全体で入って、水道が何戸、それからその中でさらには井戸になっているということがどのぐらいなのか。これ皆さん方あまりにもわからないわけですが、水道で最初やったのが途中から井戸が6件とか7件というようなことになって、町があまりにも愚かに扱っているように見受けられるわけですが、井戸がどのぐらいになっているのか、この戸数だけひとつ教えていただけますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 3番、室井議員のご質問にお答えいたします。

まず、パークゴルフ場の利用者数ですが、11月末現在で30年度集計いたしております。昨年、年間でパークゴルフ場は1,739名の利用がありましたが、もう既に今年は11月末現在で2,495人の利用がありまして、もう既に1.5倍近くの利用人数となっております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 3番、室井重男議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、24ページのラウベの使用料ですが、30年度4月でまず17棟でスタートしております。途中8月から新規に1棟入りまして、18棟というような状況になっておりまして、今現在では12棟あいているというような状況でございます。つきましては、この12棟分の月割りも入っておりますが、ラウベ使用料につきまして減額補正させていただいたというような内容となっております。

続きまして、29ページ、海の子山の子アドベンチャー交流ということで、ご存じかと思いますが、今年は27回の海の子山の子アドベンチャー交流を下郷町で実施させていた

いただきました。参加者は、下郷町内の山の子が14名、横浜保土ケ谷区の海の子が20名。なお、海の子にはジュニアリーダーということで中学生、高校生がついてくるのですが、ジュニアリーダーが8名、引率が4名ということで、海の子の関係で32名、山の子で14名、あと事務局11名ということで実際事業を行っております。次年度は、また横浜の保土ケ谷で開催というような内容になっているところでございます。

続きまして、35ページをお開きいただきたいと思います。35ページの農地費の19、負担金補助及び交付金の中で、下郷町生活飲料水確保対策事業補助金ということで150万円計上させていただきましたが、どこの地区なのかというお問い合わせですが、こちらは志源行地区でございます。なお、内容につきましては今年度水不足、また地域によっては渇水というようなことで、近年の降雨量の減少や高温時期が長期化するということで、町内の渇水時期における対策が必要となってきたところですので、また、町内の簡易水道以外の各地域における地区の給水施設などもございますが、経年劣化等により良質で安定した飲料水を確保することが難しい状況になっているというような状況でございますので、このような状況に鑑みまして町民生活の基盤となる安全で安心できる飲料水の確保を図るというような目的でこのたび要綱として制定させていただいております。なお、この補助金の補正計上となっておりますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

最後になりますが、36ページ、3、治山林道費の15、工事請負費の582万円減額となっておりますが、こちら2路線予定しておりまして、1路線が林道高畑小池線、もう一本が林道大倉線でございます。2本ありましたが、県単事業の県の予算のつき方、その他のいろんな諸事情がございまして、林道大倉線のほうにつきましては今回補助対象外と、不採択となっております。次年度以降も継続して要望していきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 室井議員のご質問にお答えいたします。

農業集落排水の井戸水併用と水道水の内訳でございますが、加入戸数全戸で50戸ということで、井戸水併用が13戸で、水道のみが27戸ということでございました。6月からの料金改正を伴いまして、安定供給の水を使用したいということで大手の飲食店さんが新たに水道水のほうに加わりましたので、今現在6戸減りまして7戸が井戸水併用の家庭となっております。

（「加入水道何ぼ、水道と井戸」の声あり）

○建設課長（渡部芳夫君） 今現在でよろしいですか。水道のみで43戸で、井戸水併用が13戸から7戸に減っております。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これアドベンチャー、27回というけれども、これも大体人数が、地元が14人しか出ないということはだんだん飽きてきているのかなと、こういうふうにも

見受けられるわけです。在京下郷会の会長であった本田さんが横浜の保土ヶ谷でしたのでこういうものをつくったというわけですが、その人も亡くなり、だんだん下火になってきたのかなと思いますけれども、もう少し何かメリットが、いろんなことがあるような方法をこれからもう少し模索をしないとだめなのかなと。総合政策課というものが今度できるわけですから、もう少しそちらのほうで検討させるようにひとつ町長、お願い申し上げます。

それから、この水道の下郷町生活飲料水確保対策事業補助金で150万円、志源行どうのこのと言われましたけれども、実際に何をするのか。例えば150万円で自動車の給水車を買うのか、その水を持って行って何かに入れるのか、どういうふうにするのか。具体的に何をやるのか教えていただきますようお願い申し上げます。

あと、集落排水、井戸がだんだん、だんだん増えてきたから、おおと思っていたのですが、このごろ14戸から7戸に減ってきたということ。課長、なぜ減ってきたのですか。理由わかれば教えていただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 海の子山の子のアドベンチャー事業について説明いたします。

子供たちが海のほうの地域に行くと勉強すると、野外学習をしてみるとか、海の人たちが山に来て学習するということは大変素晴らしいことだと思っている。ただ、児童数も減っていますので、そんなことで参加人数が少ないのではないかと考えていますけれども、あらゆる機会を捉えて児童の人たちが経験するということは非常にいいことだと思いますから、これからやり方とか、実施の仕方を検討してまいりたいと思います。

ちょっとつけ加えるならば、保土ヶ谷区の方で来た人たち、親子さんだと思いますが、たまたまどういふわけだか下郷町に住んでみたいというようなこともありまして、非常にそういう面では助かっているかなという、そういう交流がプラスになったのかなと、こういう感じも受けています。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

産業課長、玉川武之君。

○産業課長（玉川武之君） 3番、室井亜男君のご質問にお答えしたいと思います。

まず、下郷町飲料水確保対策事業補助金ということで、今回初めての設置要綱並びに事業という形になりますが、内容につきましては湧水対策ということが一番のメインになってまいります。事業の内容ですが、下郷町の未給水地域において個人、または共同利用に供する飲料水を確保することを目的とした飲料用井戸等を設置し、良質で安定した飲料水を確保するための整備というような事業内容で考えてございます。具体的に申しますと、飲料水用の井戸等を新たに設置し、または既存の井戸等を飲料用井戸等にするために必要な工事及び修繕にかかわる経費のうち、次に上げる工事費ということでございます。1番がまずボーリング工事費、掘削費及び足場仮設費も含まれますということですので。2つ目、浄水施設の設置費ということで、滅菌器等の整備ほかとなっております。

続いて、給水管の工事費でございます。あとは、それに伴った電気配線工事費、さらには水質検査費というところまで補助対象経費というふうに見込んでおります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 室井議員のご質問にお答えいたします。

井戸水併用の戸数の減った原因であります。やはり大内地区も今般渇水というところでありまして、大手のお店屋さんのほう、飲食店なのですけれども、やっぱり安定した水が欲しいということで水道のほうに移行しております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 今課長たちが説明したとおりでございますが、1点だけつけ加えますと、水不足は雨が降らないということの原因もありますけれども、総合水道においてあまりにも水の流れがよくて給水できないという場所があるのです。そういう場所を解消するためにも、やっぱりどうしても機械をつけたり別な管を布設をするとかなり工事費が大変なのです。そういうところを解消するために井戸というものを利用していただくと、そのための補助要綱を設定しましたので、ひとつご理解いただいて、そういう箇所のないようにしていきたいと、こう思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） では、質問させていただきます。

まず、エアコンに係る起債、20ページ、7,020万円、証書借り入れということですが、これ借り入れ先と償還の方法をお願いいたします。

次に、41ページの中山風穴の200万円の減額補正です。これ請負費なのですが、工事費は幾らだったのかということ、それと事業の中身に変更があったのかどうかお尋ねします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 1点目の起債の関係でございますが、これまでですと通常の事業ですと国庫補助が3分の1プラス交付税が補助残の7割だったのですが、今回の事業につきましては補助残の100%が起債を受けられるということで、その元利償還金の6割分につきましては交付税措置をしますよというような財源措置でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） それでは、中山風穴の契約の金額ですが、契約金額で1,366万2,000円となっております。11月に事業のほうは完了しておりますので、よろしくお願いいたします。予算につきましては1,566万3,000円ですが、契約金額で1,366万2,000円ということで終了しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(「変更はないということ」の声あり)

○教育次長(只浦孝行君) 変更はございません。

○議長(佐藤盛雄君) 2番、玉川邦夫君。

○2番(玉川邦夫君) エアコン出ましたので、いわゆるランニングコストという観点から1点だけ。

今までにないコストがかかるわけです、電気料というような。想像をちょっと絶するか、全くはかり知れないものがあると思うのですけれども、一斉にこの猛暑を切り抜けるためにすばらしい環境を提供してもらえるわけです。後で使用規定なども出てくるとは思うのですけれども、財政あたりはまだ考えなくてもいいのかなと思うのですがやっぱり考えておかなければならない。いろいろ資料見ますと、国でもそこはかなり補助体制に入っているという話を聞いているのですけれども、その辺の正確なところ。今は暖房、これも雪国ならではの灯油等、これもすごく膨大なものだと思うのですけれども、この辺は今までは町独自だったのか、それもやっぱり交付税あたりから受けているのか。その点よろしくお願いします。

○議長(佐藤盛雄君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 空調施設を整備するというについては、国の方針もあるし、我が町でもやっぱり暑さ対策についてはやらなくてはならないと。ただ、コストがどうだかということになりますので、今電力の自由化が言われていまして、各町村で実施しているわけです。ですから、そういうところも見ながら、試験的にでも電力の自由化を利用していけば、その予算的なお金は今までのような形になるのかなということを思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(佐藤盛雄君) 答弁を求めます。交付税対象になるのかどうか。

教育長、星敏恵君。

○教育長(星敏恵君) こういった光熱水費については、交付税という形ではここには出ていないと思うのですが。あと学校単位の、小学校の数、中学校の数ということでその単位費用というか、そういった中で大枠な交付税措置というような形では交付されております。

○議長(佐藤盛雄君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 平成30年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第4回下郷町議会定例会を閉会いたします。（午後 2時03分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員